

平成25年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成25年3月7日(木曜日)
午前10時00分 開議

市立美唄病院事務局長 高倉雄治君
消 防 長 後藤樹人君
総務部総務課長 佐藤 崇君
総務部総務課主査 平野太一君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教育委員会委員長 高橋泰浄君
教育委員会教育長 早瀬公平君
教育委員会教育部長 伊藤敦史君

◎出席議員(14名)

議 長 内馬場 克 康 君
副議長 小 関 勝 教 君
1 番 倉 本 賢 君
2 番 長谷川 吉 春 君
3 番 谷 村 知 重 君
4 番 丸 山 文 靖 君
5 番 本 郷 幸 治 君
6 番 森 川 明 君
7 番 吉 岡 文 子 君
8 番 桜 井 龍 雄 君
9 番 金 子 義 彦 君
10番 高 田 正 則 君
11番 五十嵐 聡 君
13番 土 井 敏 興 君

選挙管理委員会委員長 竹山哲郎君
選挙管理委員会事務局長 佐藤 崇君

農業委員会会長 西川芳勝君
農業委員会事務局長 吉田寿幸君

監 査 委 員 山口隆慶君
監査事務局長 鎌田 覚君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 中平匡司君
次 長 三上 忠君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

◎出席説明員

市 長 高橋幹夫君
副 市 長 藤井英昭君
総 務 部 長 市川厚記君
市 民 部 長 山崎一広君
保健福祉部長兼福祉事務所長 中川直紀君
商工交流部長 奥山隆司君
農 政 部 長 須田正毅君
都市整備部長 本田弘明君

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10番、高田正則議員

11番、五十嵐聡議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員 質問に入ります前に、先週末、暴風雪によって道内で9名の方が命を落とされました。誠に心が痛む思いです。改めて心からお悔やみを申し上げます。また、道路の管理の問題や、防雪柵の問題など同じ豪雪地帯に住む私たちにとっても大きな課題だと考えております。一層の研究が進み、こういったことが二度と起こらないよう心からお祈りいたします。

2013年第1回定例会にあたり大綱3点について市長及び教育長に質問いたします。

大綱の1点目は、生活保護基準の引き下げについてです。厚生労働省は今年8月から生活保護基準の引き下げを行い、扶養や就労の強要などを含む生活保護法改悪案を成立させようとしています。生活保護費削減方針の最大の柱は食費や光熱費など日常の暮らしに欠かせない生活扶助費の基準を今年8月から3年かけて引き下げ、扶助費670億円6.5%を減額する計画です。現行の生活保護法制定の1950年以降基準の引き下げは、2003年度に0.9%、2004年度に0.2%だけ行われましたが、今回の削減幅は過去に例を見ない大幅なものです。減額対象も受給世帯の96%に上ります。試算によると、都市部の夫婦と子ども二人の世帯で、月2万円が引き下げとなるということです。貧困世帯にさらなる貧困を強いる削減計画はすべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条に反しています。私のところにも、これらの報道を見て聞いて不安を訴える生活保護の受給者が何人も相談に見えました。そこでお聞きいたします。

先ず始めに、実際に8月の実施となれば、本市の生活保護受給者にも影響があると考えます。自給額の引き下げや、それに連動してくる市内消費等がどのようになると、とらえておられるのかお聞きいたします。

また、生活保護基準は、収入の少ない低所得者の暮らしを支えている国や地方自治体の様々な制度の適用対象の目安として連動する仕組みになっています。本市の他の制度にどのように影響するのか、どう把握されてるのかお聞きいたします。

大綱の2点目は、平和施策についてお聞きいたします。北朝鮮は先月12日午前11時57分北東部のブンゲリで2006年2009年に続き3度目の地下核実験を強行しました。同国の核実験は、すべての核兵器及び核計画を放棄し、これ以上の実験の中止を求めた一連の国連安全保障理事会決議に反し、核計画の放棄を約束した6か国協議共同声明にも背くものです。国際社会の警告を無視した暴挙として批判が高まっています。この件に関して、近隣の深川市の山下貴史市長が抗議の姿勢を明らかにしました。私はこの山下市長の勇気を持った姿勢を感動を持って受けとめました。非核平和都市の深川市の市長として当然のことだと思うからです。核兵器廃絶平和都市の市長として、高橋市長にも今後の各国で行われる核実験の際には、反対の意思表示をしていただきたいと考えますけれども、市長のお考えをお聞きいたします。

大綱の3点目は、教育行政について教育長にお伺いします。

1つは、全国一斉学力テストについてです。平成25年度は4月に実施されるとのことで

すが、これまでの実施状況とこの全国一斉学力テストが、本市の教育行政にどのように反映されたのかについてお伺いいたします。またテスト結果についてですが、取り扱いと情報開示については、どのようになっているのかについてお聞きいたします。

教育行政の2点目は、児童生徒のアレルギーの実態についてです。昨年12月東京都調布市の小学校で給食のちぢみを食べた女子が死亡するという痛ましい給食に関する事故が起きています。本市での児童生徒のアレルギーの実態把握についてどのようになっているのでしょうか。また、給食におけるアレルギーへの対応はどうなっているのかについてお聞きいたします。

2つ目には、アレルギー症状に伴う薬の管理についてお伺いいたします。聞くところによりますと、小児ぜんそくの子どもなどは、ぜんそくが起きた時にすぐ使える薬を常に常備していると言われていています。またアトピー性皮膚炎のひどい子どもにはやはりアトピー性皮膚炎を抑えるような薬が処方されていると思われましても、学校での管理はどのようになっているのかお伺いいたします。

以上この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、生活保護基準引き下げについて、本市の生活保護受給者への影響についてであります。生活保護の生活扶助費の基準額につきましては、本年1月18日の厚生労働省社会保障審議会の生活保護基準部会で報告書を取りまとめたところでありますが、この報告

書を受けて、政府与党と厚生労働省では「本年8月から3カ年で段階的に見直しをしていき、最終的には生活扶助の基準を6.5%引き下げる方向とした」とのことであり、特に、子育て世代など世帯人員が多い世帯ほど見直しの影響が大きくなるものとの厚生労働省の試算も報じられているところでございます。

本市での生活保護受給者への影響につきましては、現時点では生活保護基準が国においても示されておりませんので、本市についての影響も測り兼ねる状況ではございますが、いずれにしましても、生活保護制度は最低限の文化的な生活を送る生存権を保障する憲法の規定を実現する制度であり、今後も国の動向について注視してまいりたいと考えております。

次に、生活保護基準の引き下げに連動する各種制度とのその影響についてであります。生活保護基準は地方税の非課税基準、介護保険の保険料や利用料、障害者自立支援法による利用料の減額基準、就学援助の給付対象基準など福祉、教育、税制などの多様な制度の基準にも深く関わっているものであり、国においては、生活保護の見直しの影響を極力生じさせないよう適切に対応し、今後の税制改正の議論も踏まえ検討していくとの政府の報道もなされているところでございます。

市といたしましては、低所得者との均衡を考慮のうえ各種の施策が適正な水準のもとに、セーフティネットとしての役割を果たすことが出来るものでなければならぬと考えております。なお、本市では、平成25年度予算において、今般の生活扶助費引き下げについての措置は講じていないところでございます。

次に、平和施策について核兵器廃絶平和都市にふさわしい姿勢についてであります。本市では、日本が世界で唯一の核被爆国であり、再び同じ惨禍を繰り返してはならないとして、核戦争の防止と核兵器の廃絶を願い、「核兵器廃絶平和都市宣言」を昭和60年に行い、平成20年には「平和市長会議」にも加盟しております。先月12日に北朝鮮が地下核実験を強行したとの報道があり、私としては平和を求める多くの人々の願いを踏みにじる、決して容認できる行為ではないものと強く感じたところでございます。

このため本市といたしましては、今後、世界平和と安全を脅かす核実験が強行された場合には、遺憾の意を表明していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

教育行政について、初めに、全国学力学習状況調査についてでございますが、本調査は小学校6年生と中学校3年生を対象に平成19年度より実施され、今年度までに6回実施されております。平成22年度からは、3割程度の抽出校と利用希望校の実施となり、本市におきましては、これまで市内小中学校の全校が毎回参加しております。

その結果につきましては、各学校での分析・検証を行いまして、平成22年度より学力向上プロジェクトチームを設置して、市内の児童生徒の学力の傾向や課題について分析・検討を行い、「確かな学力育成プラン」にまとめております。各学校では、この育成プラン

に基づき、学校改善プランの作成や校内研修での検証、授業改善に取り組んでおります。結果の取り扱いについては、学校の序列化や過度な競争とならないよう数値による公表は行わず、全道や全国との比較によって自校の結果を取りまとめ、児童生徒質問紙による学習状況調査の結果とともに、それぞれの学校の傾向や分析の結果を学校便りや懇談会等を活用して保護者に説明しているところであります。

また、学力の傾向や課題の分析、検討結果をまとめた「確かな学力育成プラン」については、その概要版を年度末に保護者に配布しているとともに、本市全体の状況については、いつでも見ていただけるように市のホームページに全体版と概要版の両方を掲載しております。

次に、児童生徒のアレルギーの実態についてでございますが、昨年4月に学校給食センターが各学校を通じて行った調査によりますと、食物アレルギーのある児童生徒は141人おり、そのうち医師よりアレルギーと診断されている児童生徒については74名で、全児童生徒に占める割合は4.7%となっております。

学校給食においては、アレルギー対応食を提供してはおりませんが、保護者や本人、学校が共通理解をしながら誤食事故を防止するため、食材や調味料を記載した献立表を各家庭や学校に配布するなどの情報提供を行っております。

また、給食にアレルギーを起こす食材が含まれている場合は、ご家庭の協力を得て代替食を持参していただくなどの対応を行っております。なお、現在、弁当を持参している中

学生が1名いるところです。

次に、アレルギー症状に伴う薬の管理についてでございますが、現在、学校では行っていないというところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員 自席から再質問させていただきます。

生活保護基準の引き下げについてですが、来年度の25年度の予算には反映していないということで、美唄市として、私としては、もう8月に本当に実施されるのではないかと考えておりましたけれども、今のところは予算措置はしていないということでしたけれども、実際、私は今回の生活保護基準の引き下げには道理も真理も何もないのではないかと、いうふうに捉えております。政権に返り咲いた自民党は政権公約で社会保障を自助・自立が第一だと強調しました。そして生活保護水準や医療費扶助の適正化、自治体における現金給付と現物給付が選択的実施、自立や就労の促進など必要な見直しを早急に実施、生活保護の給付水準を10%引き下げなどと言い出しました。厚生労働省も2つの部会で生活保護基準の引き下げ扶養の義務化、就労指導の強化をはじめとした改悪に踏み込もうとしています。これがもたらすものは、どういったことになるでしょう。暮らしが大変な中で生活保護に頼らざるを得ない人はさらに増えていくでしょう。生活保護費は最低限度の生活を送る上でぎりぎりです。それを1割も削減されれば死活の問題になります。現物支給になれば、買い物のときに周囲の目にとまり私が生活保護を受けていますということを取り

に宣言するに等しくなります。受給することが恥ずかしいと思われているもとの、保護を受けたくてもためらう人が出てきます。行き過ぎた就労指導は、受給者の心の病気や障がいをもさらに深刻にしてしまうかもしれません。そもそも今回の生活保護のバッシングは、昨年のお笑い芸人の受給から始まりました。しかしながら、本当のことは伝わっていないのではないかと考えます。例えば、生活保護利用者がどんどん増えていくというような報道がありますけれども、これまで最高だった1951年の水準を超えたことから、そういった報道がされていますけれども、当時の人口と比較して現在では1.5倍に人口が増加しています。仮に利用率を1951年並みにすると2011年度の利用者は、100万人増えて304万8,000人になると言われています。単に数を上げて多いといっても、全体で見れば少ないというふうなことが言えると思います。また、生活保護費が日本の財政を、そして、また地方の財政を圧迫しているというような、これをどうにかしないと財政が破綻するかのようと言われることがあります。しかし、日本の生活保護費のGDPにおける割合は0.5%で、OECD加盟国平均の7分の1です。諸外国に比べて極端に低いというのが実態です。また、これが一番大きなところですが、悪質な不正受給が増えているかのような報道も繰り返し見かけます。おもしろおかしくテレビの中では取り上げられておりますけれども、本当はどうでしょう。不正をするなら、減らしてしまえというのが今回の引き下げといった乱暴な結論に結びついているのかもしれませんが、しかしながら、不正受給の割合は、件

数ベースで2%、金額ベースで0.4%、不正受給はごく僅かの例外であり、経年的に見ても全体的に占める割合には大きな変化はないということです。もちろん悪質な事態には厳しく対応すべきだと考えます。マスコミが大騒ぎで作り上げた生活保護の姿は冷静に見れば、決して正しい姿でないことは明らかです。また、他の制度への影響についてですが、今ほどお伺いしましたところ、市長は、各種制度を上げておられましたけれども、政府は他制度に影響しないようにする対処方針をまとめましたが、それはごまかしそのものです。住民税非課税については、2014年度以降の税制改正で対応と、結論の先延ばしを図っているにしかすぎません。就学援助については市町村に要請するものの、判断は、自治体任せで財政措置もとっていないため実行不可能と言われていています。他制度への影響をあたかも改善したかのように言いつくろい、生活保護全体の削減を強行するやり方には一遍の通りありません。私も厚生労働省のホームページから達成度についての対応を引き合いに引き出しましたけれども、ほとんどが2005年度の対応が市町村に任せるといような文言が数多く見かけられます。国民生活の最低保障ラインの目安の大本である生活保護基準を引き下げておきながら、連動する制度の水準を維持しようということなどは成り立ちません。日本を貧困底なし社会にする生活保護基準引き下げそのものをやめるべきです。

高橋市長は、市政執行方針で誰もが健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指していると述べられています。今まで私が述べてきましたように、道理のない生活保護基準の引

き下げで、一層厳しい生活を強いられる生活保護受給者、保護基準に連動して引き下げられる低所得者の生活全般、これらを守るために今回の保護基準の引き下げに対して、市長として反対の立場に立って声を上げていただきたいと考えますけれども、市長の考えをお聞きいたします。

平和施策については、前向きの答えでありがとうございます。平和を脅かす事案については、黙っていることは認めてしまうことになりかねません。私も以前から微力ですが、核実験などの際には、抗議のはがきを個人の名前で出しております。続けることを大事にしたいと思えます。

次に、全国一斉学力テストについてですが、私はこの学力テストの結果については、児童生徒にとって長い人生の中でたった1日受けたテストであり、その結果は児童生徒の学習傾向を把握する手段であって、勉強ができる、できないの指標とは、なり得ないものだと考えています。結果の取り扱いについては、市内の学校に順位づけをするようなことは、決してあってはならないと考えます。教育委員会の方で出されています「確かな学力育成プラン」、これは平成23年度3月版ですが、その24ページにも公表というところで、子どもたちの学力向上に向けては、市民すべての人々が共通認識に立ち、地域社会総がかりで取り組んでいくことが重要です。

このため、児童生徒の学力調査等の結果については、学校の序列化や過度の競争にならないよう配慮しながら公表しますと考えています。最もだと思っています。教育委員会としても十分な配慮をなされていると私は思っ

ております。

しかし、私がどうしても気になる一件があります。

先月 17 日、西美唄小学校閉校式、西美唄保育園閉園式の際の来賓の祝辞で、ある来賓の方が閉校となる小学生に向けてかけた言葉の一端ですけれども、「全道比較、全校比較で平均より皆さん上であるから、他の学校へ行っても頑張ってください」といった内容だったと記憶しています。聞きながら何となく違和感を感じておりました。それは、それぞれの学校が、学校の校長先生やまた担任の方が該当する保護者にそういったその学校、その学校の立ち位置を説明することは当然だと思われますけれども、あのような場面で学校の教育関係者以外の方が、不特定多数の参加者の前で果たして明らかにすべき内容だったのかどうか。その点が私の胸に引っかかったのだと思っております。

教育委員会としては、学校の序列や過度の競争にならないようにと配慮をされていると、そういった配慮のもとに結果の公表をしているということをおっしゃいました。私もそうは思っております。しかしながら、ああいった形で特定の学校のその全道平均、全道比較、全国比較を明らかにすれば、結果として他校との順位がどうであったのかといった序列化が必然的に生まれてきてしまうのではないのでしょうか。教育長もまた教育関係者の方々もあの場におられた方もここにも大勢おられるわけですけれども、何も違和感とか、お感じにならなかったのでしょうか。教育長にその点についてお聞きいたします。

児童のアレルギーの実態についてですけれ

ども、美唄では給食事故が起きるようなアレルギー食の提供はしていないということですが、やはりどんなことが起きるかわかりませんので、そのあたりの配慮はしっかりしていただきたい。また、薬に関してですけれども実態はわかっていないということですので、今後、私としては実態の調査なども含めて、薬の管理をきちんとすべきではないかと思っておりますけれどもお考えをお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

生活保護基準引き下げについてでございますけれども、仮に生活保護世帯に対し生活保護基準が切り下げられた場合は、本市といたしましても、定められた法令を遵守し保護制度の運用を図ることとなりますが、被保護者に対する影響も懸念されることから、被保護者からの相談を積極的に受けるとともに、きめ細やかな対応を今後も努めてまいりたいと考えております。

また、他制度に対する影響についてでございますけれども、今後とも、国での税制改正などで議論されることと思われ、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 吉岡議員のご質問にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の結果の公表についてでございますが、本調査の目的は義務教育の機会均等とその水準の維持向上であり、学校においては、児童生徒への教育指導の充

実や学習状況の改善等に役立てるものであります。その目的に照らして、結果の公表については、学校の序列化や過度の競争とならないように配慮し、数値による公表を教育委員会としては行っていないところであり、ご指摘の点につきましては、教育委員会の把握してないところがございますが、しかし、今後十分に留意していかなければならない点であると考えております。

次に、アレルギーに対する薬の管理についてですけれども、これにつきましては、学校とも十分に相談して子どもの健康を守る方法について検討してまいります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員 教育長にお伺いしますけれども、私はあの場におられて、何もお感じにならないものかとお伺いしたんです。教育委員会としては把握してはいないというふうにおっしゃいましたけれども、把握するもしないも、一緒に、私も教育委員会委員長も、同じ立場にいたではないですか。その時に、私は非常にこの取り扱いに関して、違和感を感じたということをお伺いしたわけですが、教育長としては、何とも思わなかったと。ああいった場でああ言ったことで、その個々の学校の立ち位置が明らかにされることに関しては何の感情も持たなかったと。そういったことのご理解でよろしいのでしょうか。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 あの場において、どう感じたかというご質問かと思っておりますけれども、違和感を感じたといえ、感じないわけではな

かったと思います。ただし、ああいう雰囲気ですので、子どもたちを必死に励ましておられると言うような気持ちも感じました。

しかしながら、この件に関しては、これからも十分気をつけていかなければならない点かなど、そのように感じております。

以上です。

●議長内馬場克康君 吉岡議員の質問は、既に3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、これを特に許します。

吉岡議員。

●7番吉岡文子議員 ありがとうございます。正直なところ教育長の本当の気持ちが聞けて、私としては、まあ私が感じた違和感は決して私だけのものではなかったというような認識を強くいたしました。

そこでですけれども、教育委員会として今後、これから卒業・入学のシーズンを迎えます。私が今、取り上げました来賓の方も、いろんなところに行ってごあいさつをされるのではないかと思いますけれども、何らかの行動を起こされて教育委員会とは違う、その結果の公表の考え方であるならば、申し入れなどを行って、その公表のあり方について教育委員会の思うところ、教育委員会としてはこうありたいと思うようなところを是非申し入れとかをして、行動していただきたいというふうに考えていますけれども、そのあたりについてどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 抗議、あるいは申し入れをしてはどうかというお話でございますが、申し入れ等については考えておりませんけれ

ども、これらについては従前どおり、結果の取り扱いについては、十分留意しなければならないということをあらゆる場で強調してまいりたいとそのように思います。

以上です。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

6番、森川明議員。

●6番森川明議員（登壇） 平成25年第1回定例会に当たりまして大綱4点、都合8点にわたって、市長、教育長に質問をいたします。

1点目は農業行政についてです。

1つは、24年産水稻収穫量についてです。日本穀物検定協会は2月14日に24年産の食味ランキングを発表しました。道産米は「ゆめぴりか」が昨年に続き連続、「ななつぼし」は3年連続、5段階の最高評価の特Aを獲得しました。「ふっくりんこ」を含めまして、既に道産米のおいしさは全国に定着しております。穀検の資料では九州産の特Aが増えていきます。一方、東北産の評価が低下をし、大きく勢力図の変化が見られておる現状でございます。このようなおいしいお米に対しまして、昨年の市での収穫量はどのような状況になっているかという点です。農水省農政事務所は毎年1月に収穫量等を地域毎に公表されるわけですがけれども、米どころのこの空知には以前、岩見沢市と滝川市の2つに農政事務所があったわけですが、それが廃止をされてしましまして出向く機会もなくなってしまいました。従来まで全道収穫量の約半数が空知で占めていましたが地方生産地を無視をし、札幌に統合されたという点。今では残念に思っております。

そこで、1月に公表された24年産水稻収穫

量についてですが、空知では前年まで、市は3位と記憶があります。どのような位置にあるのかをお伺いいたします。

①として、市のランキング、全道と空知の位置と10アール当たりの収穫量についてです。

2つ目は、25年産の水稻生産目標数量についてです。この生産目標数量は、各市町村の生産量の上限数値であり、過剰した作付けで米の価格が下落するのを防ぐために、都道府県ごとに振り分け、さらに道が市町村ごとに配布している訳で、空知総合振興局の発表した配分量、おそらく米の消費量における事業量の見通しから、全体的に減少してるんじゃないかというふうに予測がされますけれども、市の状況について伺いたいと思います。

①つは、全国、北海道、空知、市の配分状況についてです。

②つ目は、配分基礎のランク付けについてです。このランク付けについては非常に関心が高いわけで明らかにされていません。市は、たしかランク3で、隣の奈井江町が最高の5、月形町、浦臼町が4でした。非常に市は低く抑えられていましたけれども、今回の配分基礎はどのようなになっているのか、市はそれに対してどう考え取り組んでいるのかをお伺いいたします。

大綱の2点目は、住宅事情についてです。

1つは、道営であえーる中央公園団地と市営美の里団地についてです。市の中心部に40戸の道営住宅が完成しました。思い起こせば20年の12月、第4回定例会で当時の桜井市長から道営住宅を市営の中央駐車場に建設したいと示されました。内容は、その代わりと

して市財政の影響と収支見通しを立て、当時の道営美の里団地を市営化したいという内容でした。同僚議員から、美の里団地は老朽化してる、市がそれを交換することには反対で、試算では家賃収入を使用料のほか、交付金等で総合的に1億4,200万が見込まれ、市の普通財産を処分しても1億5,000万入るという市長の説明で、財産処分は別物であり、美の里団地は結局、厄介者を背負うということで同僚議員は強く反対をしたわけであり、それに対しまして、中心市街地に市営住宅がないから道営住宅が必要で、十分、道と話あっていきたいという当時の市長の答弁でした。ところが、実はこれで終わってなかったんです。22年の1月の第1回臨時会で、同僚議員から大綱質疑があり、内容は道営住宅の建設に関連し1億0,800万円の歳入欠陥が生じたという点です。この道営住宅取得事業建設用地が大幅に下落したことによる譲渡と売却の差益が生じ、不動産鑑定評価額からなのです。見通しの甘さが市民から多くの不満が寄せられました。当時22年の1月28日の北海道新聞には、美唄市歳入1億0,800万損、約5,000万残るはずが約5,000万不足をした。差し引き1億円以上の予算不足で市の実務能力の甘さが露呈した格好と、イラスト入りで朝刊に掲載をされました。いわく付きの道営住宅なのです。新しい市街地の中心部に建設された住宅、いまだにちょっと行ったことはありませんけれども、高齢者や障がい者にも使いやすく、配慮をしているということです。夜近くあの通りを通りますと、まだ満杯になっていないようにも思います。この道営であえーる中央公園団地、市のまちなか居住の成果と

見込まれていますけれども、次の点についてお伺いをいたします。

1つは、①であえーる中央公園団地40戸と市営美の里団地の入居状況。

②として、であえーる中央公園団地に市以外からの入居戸数、期待された人口増に結びつく成果があったのかどうかという点です。

2つ目は、空き家の実態調査についてです。本年も平年を上回る大雪となりまして、3月1日には空き店舗が倒壊しました。築60年だそうです。さらに危険な箇所が数多く見られ、解体を積極的に進めなければなりません。農村部では離農した住宅、納屋等々、何年間もそのまま放置されている状況で、危険度も高まり併せて景観的にもよろしくありません。市は、昨年末に長年放置された空き家や工場等の実態調査を実施したようですが、その内容と対応策としての行政代執行による撤去を含めまして、次の点をお伺いをいたしたいと思います。

1つは、①として、調査を行った地区、調査総数。

②うち所有者不明の空き家数。

③条例制定を含めた今後の対応策についてです。

大綱3点目は、雇用についてです。

1つ目は、非正規労働者の実態についてです。総務省の発表した24年の平均労働力調査の詳細な集計によりますと、アルバイトなどの非正規労働者の割合は、前年よりも0.1ポイント増の35.2%、3年連続で1,813万人と、過去最高を更新しました。道の調査でも、高卒の非正規労働者として働いているのが、6ポイント増の44%に上がり、正社員としての

就職は依然として厳しい状況が続いています。また、自治労の勤務実態調査では、非正規職員が全体の 33.1%を占め、20 年の前回調査に比べ、5.5 ポイントも上昇した結果が示されています。全国保育協議会の調査では、23 年の全国の公市立保育所の 85.9%が非正規雇用として働いています。この公立では 2 人に 1 人に達しているという状況です。地方自治体そのものが厳しい財政状況から、人件費抑制等、進めているとの結果とも見られています。そもそも非正規雇用とは、パートや契約社員、臨時職員など、正社員、正規職員以外の働き方で、総称でありまして、雇用が働く期間契約で安定せず、賃金や福利厚生などの労働条件も悪く、待遇の改善が必要とされています。そこで伺いたい点は、①としまして、市内の各企業団体で非正規労働者の実態を把握しているかという点と、2 つ目は、市内の高校卒業者の就職状況についてです。

北海道労働局の発表では、1 月末時点での高校生の就職内定率が 16 年ぶりに 70%を超えたと報じられました。全国の内定率が 82.8%で、20 年のリーマンショック前の水準まで改善されたと伝えられています。都道府県別では、最高が富山の 93.7%、最低が沖縄の 55.8%となっていますが、全国より 10 ポイント以上、下がって依然として厳しい状況に北海道はあるわけです。伺いたい点は①として、今春卒業の市内各高校での就職状況、それから②として、うち市内の就職状況をお伺いをいたします。

大綱 4 点目は、教育行政について教育長に伺います。

その 1 つは、日の丸、君が代についてです。

卒業式、入学式のシーズンを迎え、学校現場では日の丸に向かって起立や君が代斉唱を学校側から教職員に強制する動きが予想され、市は、過去トラブルが発生した経緯もあります。市内の小中学校では、全て強制されているようですが、これは、強制すべきではありません。平成 11 年に国旗国歌法が制定をされまして、それ以降今日まで、国民の間には日の丸、君が代に対する多様な考え方が存在しており、日の丸、君が代を軍国主義や戦争の天皇制絶対主義や国民主権と相容れないという意見も多く私もその一人なんです。同じく平成 11 年、当時の小渕首相は、国旗掲揚や国歌斉唱の義務付けは考えていないと、学校側の強制は否定をいたしました。学習指導要領を根拠とした強制は、子供や教職員の思想信条の自由や人権を侵害するもので、この事を踏まえまして次の点を伺います。

①新教育長としての考え方。

②卒業式、入学式をスムーズに行えるよう、混乱させる強制行動をすべきではない。

③東京高裁は昨年 11 月 30 日、君が代斉唱に起立しなかったなどを理由に懲戒処分、停職減給処分、取り消す判決がありました。どう受けとめているのかということです。

2 つ目は、集団フッ化物洗口についてです。集団でのフッ化物洗口は、全国・全道で安全性、予防効果の有効性、必要性、安全管理、環境汚染等々の問題点が多く指摘がされています。ここに集団でフッ素洗口、塗布の中止を求める意見書、33 ページにわたる日本弁護士連合会です。これ、おそらく教育長目を通したと思いますけれども。これを読んでみますと、いろいろと世界と日本間、双方に亘

って分析をされています。

そして、最後に結びの言葉として、政府及び自治体によって集団のフッ化物洗口は、自己決定権を知る権利及びプライバシー権の侵害の状況及び政策遂行上の違法の疑いがある。もはや放置することはできないとしているんです。さらに、昨年北海道新聞読者の声に集団フッ化物洗口には反対であると、私の記事が掲載をされました。以降、多くの電話、手紙をいただきました。その1つは、通告書にもあえて書きましたけれども、名前を出しております旭川市の村岡篤子さんと特に情報交換をいたしております。ちょっと内容を説明いたしますと、村岡さんは前旭川市議で、幼児のフッ素洗口をめぐる市議会の発言などで名誉を傷つけられたとして旭川歯科医師会から約200万円の賠償を求めた裁判の訴訟なのです。その判決が旭川地裁に原告の請求を棄却をし、村岡さんの全面勝利の判決が出されました。判決では、裁判長は議会の発言についての被告の賠償責任を負わないとしたもので、市議会の一般質問の内容は、私もいつも言っておりますけれども、フッ素は劇薬だと、なぜ集団ですか、この発言に対して、フッ素洗口を反対する団体のホームページで、歯科医師やその家族のフッ素洗口をしている数は少なく無責任きわまりないと、歯科医師会腹がたつというふうに言った事が、そしてそれが批判した事、それが村岡さんの内容です。村岡さんの裁判を支える会は、旭川地裁の判決言い渡し、これは原告の請求をいずれも棄却をするという事で、訴訟費用は原告が負担をすると、先ほど言いました村岡さんの完全勝利は当然の結果として受けとめており

ます。市も25年度に公立幼稚園に続き、小学校にも行なうと、教育長が今までになかった教育執行方針の中でうたっているんですよ。驚きましたね。WHO世界保健機関では、テクニカルレポートにおいて、6歳未満の子どもはフッ化物洗口は禁忌であると、これは絶対にしてはいけないということで、さらに加えて、8歳未満の子どもにはすすめられないという、こういう通達があるんです。これはもう、よく行きわたっているわけなんです。私はこの集団フッ化物洗口を中止を求めて、次の点をお伺いをいたします。

①として、危険性があるのになぜ急ぐのか。道または歯科医師会からの通達とか要請があったのか。

②は、安全性の確立は十分なのか。

③は保護者や教職員等の説明会で理解がされたという判断をしているのか。

④は、ここにあるように、またこの膨大な資料の中にもありますように、フッ素は劇薬であると、その使用は薬事法違反になるのではないのか。

⑤は劇薬としてのフッ素の保管管理面は万全なのか。環境汚染の心配はないのか。

⑥は、実施の予定に対して、学校歯科医師会の立合いを考えているのかどうか。

この点をお伺いをし、以上で質問を終わりたいと思います。

●市長高橋幹夫君(登壇) 森川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、平成24年産水稲収穫量についてであります。北海道農政事務所が昨年末に公表した美唄市の収穫量は、2万5,500トンとなっております。その順位は、

道内では岩見沢市、旭川市、深川市に次ぐ4番目、空知管内では3番目となっております。また10アール当たりの収量は全道平均が572キログラム、空知平均が582キログラムで、美唄市は空知平均と同じ582キログラムとなっております。

なお、近隣市町の収量は、岩見沢市が574キログラム、三笠市が558キログラム、月形町が569キログラム、奈井江町が603キログラムとなっております。

次に、平成25年産水稻生産数量目標についてでございますが、全国の生産数量目標は791万トンで、このうち北海道は57万2,940トン、また空知管内は26万9,878トンとなっており、本市へは2万3,253トンの生産数量目標が知事から通知されております。

次に、市町村ランクによる配分についてありますが、現在、この方式による配分は行われておらず、平成24年産からは、評価項目の得点を加味する算定方式に変更されたところであり、平成25年産も同様に前年実績に基づく基礎生産数量と収量の安定性、1等米比率、低たんぱく比率、クリーン農業等の取組比率、産地指定比率の5項目の得点を基に加算数量を算定し、市町村別の生産数量目標を決定しております。本市の場合、前年よりも生産数量目標は減少しておりますが、その要因としては収量の安定性、1等米比率が全道平均以上であるものの産地指定比率がほぼ全道並みであるほか、低たんぱく比率、クリーン農業等の取組比率が全道平均を下回っていることが考えられます。

本市では、これまでも生産者の皆さんや関係機関が様々な努力を重ねてきているところ

でございますが、関係機関・団体と連携して、生産技術の向上や基盤整備を促進するなど、今後とも水稻の生産振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、住宅事情について、であえーる中央公園団地の経過等についてであります。平成23年3月にA棟19戸と集会室が完成し、さらには平成24年8月にはB棟20戸が完成しており、全体の管理戸数はシルバーハウジングで9戸、子育て支援住宅で20戸、一般向け住宅で10戸の合わせて39戸が供用開始されております。

市といたしましては、完成後の入退居等について道から指定管理を受けていることから、各棟の完成に合わせ、市の広報紙メロディー並びにホームページとさらには道のホームページにおいて広く公募したところでございます。

入居につきましては、A棟が平成23年5月から、B棟は平成24年11月から、それぞれ抽選の後、全戸入居しており、この中には、月形町や岩見沢市から3世帯7名の入居があり、人口増に結びついたものと考えております。

なお、市営美の里団地につきましては、平成22年4月に道から事業主体変更を受け市が管理をしており、入居状況につきましては、管理戸数32戸のうち1戸が空き家となっており、明年度において公募を予定してるところでございます。

次に、空き家対策についてであります。空き家調査につきましては平成24年11月に母町、南美唄、我路、落合、東明の各地区において調査を実施し、空き家件数は249件と

なっております。そのうち全半壊や落雪などの危険性があると判断した建物の 82 件について調査を行ったところ 49 件の所有者が判明し、残り 33 件については未登記や死亡などのため所有者不明となっております。所有者が判明した 49 件については、建物の適正な管理についての要請文書を送付したところ、2 月末までに 26 件から連絡があり対応をお願いしたところであります。また、今冬においても空き家の積雪や落雪に関し苦情が寄せられており、市といたしましては、可能な限り所有者や管理者を調査し、状況を伝えるとともに適正な管理を要請してまいります。なお、所有者がわからないなどの場合、危険な状況であると判断したときは、応急措置を行っているところでございます。

今後、管理が不十分で危険な建物の場合、命令や氏名公表、所有者に変わり解体撤去する代執行など、空き家の適正管理を所有者に求める条例の制定に向けて検討してまいりたいと考えております。また、管理放棄された建物については、防災、防犯、景観上の観点から地方自治体が解体撤去等を弾力的に対応できるよう法整備を行うとともに、その費用についての財政措置について、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

次に、雇用について、非正規労働者の実態についてでございますが、本市の実態につきましては、平成 23 年度に実施した経営・設備動向調査では、正規労働者の割合は 51%、非正規労働者の割合は 49%となっており、特に 30 歳までの年齢層において非正規の割合が高くなっているところでございます。

市といたしましては、これまで地域人材開

発センターにおいて実施する中小企業労働者や求職者を対象としたフォークリフト運転技能講習や玉掛け技能講習、小型移動クレーン運転技術講習などの職業訓練のほか、OA、医療事務、介護などの人材育成講座などへの支援を通じて、雇用環境・雇用条件の改善、充実に努めているところでありますが、今後、これら受講者の雇用体系がどのようになっているのか、会社訪問等を通じ、さらにその実態把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内の高校卒業者就職状況についてでございますが、2 月末現在で申し上げますと、美唄工業高校は就職希望者 47 名のうち内定者は 42 名、内定率は 89.36%、美唄尚栄高校は就職希望者 53 名のうち内定者は 32 名、内定率は 60.37%、美唄聖華高校は就職希望者 71 名のうち内定者は 68 名、内定率は 95.77%、3 校の合計では、就職希望者 171 名のうち内定者は 142 名で、内定率は 83.04%となっております。

次に、就職内定者の市内での就職状況についてでございますが、美唄工業高校については 3 名、美唄尚栄高校については 12 名が市内の企業に内定しており、美唄聖華高校については、市内の就職はないと伺っております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員のご質問にお答えいたします。

教育行政について、初めに国旗・国歌についてでございますが、私としましては、学校教育において、児童生徒が我が国の国旗・国歌の意義を理解し、諸外国の国旗・国歌も含めて尊重する態度を育てることは、国際化の

進展に伴って児童生徒の将来を考えたときに大変重要なことであると考えております。

教育委員会といたしましては、平成 22 年 11 月 29 日に開催された第 18 回教育委員会議において議決しました通り、入学式及び卒業式における国旗と国歌の適切な実施にかかわっては、直接子どもの指導に当たる教職員が国歌斉唱時に起立することは社会通念上当然のことであることと、教職員の理解が図られるよう粘り強く指導することを基本方針としております。教職員の職務と内心の自由に関してではありますが、一般的に思想・良心の自由はそれが内心にとどまる限りは絶対的に保障されなければならないものでありますが、それが外部的行為として現れる場合は、一定の合理的範囲内の制約を受けうるものと解されております。そのため、校長が学習指導要領に基づき法令の定めに従い所属職員に対して本来行うべき職務を命ずることは、当該教職員の思想・良心の自由を侵すことにはならないと考えており、これまでの国歌斉唱の起立に関する最高裁判所判決でも、思想及び良心の自由を侵すものとして、憲法第 19 条に違反するものとは言えないと判断されているところでもあります。

また、昨年 10 月 31 日の東京高等裁判所での判決は、起立しなかったことに対する戒告処分は適法とされたところではありますが、減給や停職については、裁量権の範囲を超えることとされ、その処分が取り消されたものであり、これまでの最高裁判所判決を踏襲したものと受けとめております。

次に、フッ化物洗口についてではありますが、初めに要請等につきましては、北海道では平

成 21 年の道議会において、「北海道・歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」によりフッ化物洗口の推進について議決されており、また、日本歯科医学会でも推奨しております。さらに美唄歯科医師会からは、平成 22 年度にフッ化物洗口の実施に関する要請書が市に提出されているところであります。

次に、安全性につきましては、50 年以上にわたり専門学会や各種の国際機関及び専門団体において、幾度となく安全性について再評価され証明されております。

次に、説明会につきましては、教職員や保護者からはフッ化ナトリウム試薬の危険性や不安に関する質問がありましたが、岩見沢保健所や美唄歯科医師会から専門的な説明を行っていただき、安全性へのご理解をいただいたものと考えております。

また、教職員からは実施に当たっては、できるだけ衛生的に簡便な方法で実施できるよう「フッ化ナトリウム試薬の希釈を学校外で行ってほしい」あるいは、「児童がうがいをする場合には、紙コップを使用してほしい」という要望もありましたので、新年度予算に反映したところであります。

次に、劇薬の指定につきましては、フッ化ナトリウム試薬の状態では劇薬とされておりますが、フッ化物洗口には希釈された水溶液が使用され、水溶液の状態では濃度が 1% 以下となり劇薬指定から除外されることとなります。

次に、保管管理につきましては、学校外でフッ化ナトリウム試薬の希釈を行い、洗口液を保管する場合は、鍵付きの保管庫を使用するなど万全を期してまいります。

また、児童がうがいに使用した1回10CCの洗口液はティッシュにしみ込ませ、紙コップとともに一般廃棄物として処理いたします。

使用残の洗口液については、排水処理することとしておりますが、自然界で河川等に流入する量と比較しても、河川汚染には繋がるものではないとされております。

最後に、学校歯科医師会の立ち会いにつきましても、現段階では考えていないところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 6番、森川明議員。

●6番森川明議員 それでは、自席から意見を含めまして再質問をさせていただきます。

1点目の農業行政についてですけれども、市の米づくり、全道、空知の主要な位置にあることがわかりました。最近、道産米はうちのみでなく、もちについても、上育糯464号が来年の春にデビューするそうです。こしが強くて高収量ということで、全国のもち、現在15%が北海道いわゆる道産米が示しているわけですが、日の目を見るときが近いことでしょう。

1つ目の質問でありました24年産の水稲収穫量についてですけれども、市の収穫量が全道4番目、空知で3番目という答弁、全道1位の岩見沢市は、旧北村、旧栗沢町と合併しましたので、これは当然と言えますけれども、全道4位の米づくりのまちとして自慢ができる収穫量であるというふうに思っています。また、10アール当たりの収量も空知の平均と同じで岩見沢市、三笠市、月形町を上回っておる回答です。米どころとして、ますます思いを強くいたしました。

2つ目の25年産水稲生産目標数量についてですけれども、農水省が知事へ、そして知事が市町村へと通告されることを知りました。空知総合振興局で市町ごとに道からきたのを配分するかと思っておりましたが、売れる米づくり、取り扱いとして、このランクづけへの経緯、経過、24年産から評価項目の得点を加味した積算方法に変更されまして、生産数量目標が算定されているというご答弁ですが、データ詳しくわかりませんが、今後とも市の数量増加に向けて、さらなる関係機関・団体と連携し、水稲の振興を図っていただきたいというふうに思います。この件については答弁はおりません。

次に、2点目の住宅事情についてです。

1つ目の道営であえーる中央公園団地と市営美の里団地についてです。実態について答弁をいただきました。これにはいろいろと経過もありまして、道営住宅の方は相当数、市以外の市町村等からの入居を期待していたわけでありまして、広報メロディーの9月号にも公募が載っておりましたけれども、非常にその辺は気にかけていました。結果は、道はそのホームページということですが、月形町あるいは岩見沢市からの入居者は3戸7名があったということですが、もう少し、半分50人ぐらいの人口増に結びついたらないかなというふうに考えていただけに、ちょっと期待はずれの感もしたという事実もあるわけなんです。

2つ目の空き家実態調査についてですけれども、今、各自治体が非常にこの空き家の撤去ということを一斉に力を入れております。歌志内市は24年度から住宅改修の助成制度

を撤去にも適用されて、工事の件数が非常に多くなったと、上砂川町も同じだということで増加傾向にあると、滝川市は24年度施行した所有者に解体を勧告できると、いわゆる空家条例に従い調査を進めておりますし、岩見沢市も調査を実施し解体を通告してもなかなか応じてくれないと、これは空き家状況、写真やなんかで文書と一緒に添付し、職員が解体の要請を汗を出して頑張ってるという状況です。妹背牛町も適正管理、今定例会で空き家の条例が可決をされました。市も24年11月に、昨年ですけれども母町を初めとして4地区で実施し249件の調査を行ったと、その内容等について答弁がありました。今後、市も条例の制定に向けて検討をすすめて行くべきだと思っておりますし、この件にちょっと再質問したいんですけれども、農村地域の離農跡を含めまして、残りの地区の調査の実施予定があるのかどうか、この点について、一つお伺いをいたしたいと思えます。

3点目の雇用についてです。

市の1つ目の非正規労働者の実態、これもわかりました。正規労働者が51%、非正規労働者が49%、約半数という比率です。年齢とか職種等の違いがそれぞれありますけれども、さらなる一つ実態の把握、何よりも正規労働者率を高める努力が必要です。市もこれ、該当をされるわけですが、自治体職員の非正規労働者が多いという実態にもやはり目を向けていくべきと思っております。臨時職員、特別一般非常勤職員などですけれども、任期は臨時職員が6カ月以上、最長1年間の更新更新を繰り返すと、いわゆる賃金なので、労働条件についても自治体の条例や要綱などで決

められているわけですが、一時金の支給は認められていません。人件費削減という現状はわかりますが、職員の非常にこの多忙化が進んでいるという実態を見ますと、これもいろいろと意見がありますけれども、私は正職員をやっぱり増やすことも対応の1つではないかというふうに思います。

2つ目は、市内の高校の就職率についてです。全国で82%、道内70%、本市は美唄工業高校が89%、尚栄高校が60%、聖華高校は96%という事で3校の合計で83%に達したという答弁でした。就職率の良い美唄工業高校、新聞に出ておりましたけれども、本年度閉校をいたしました。今ごろ何を言ってるかという思いもありますが、卒業生が1万4,051人います。その歴史と伝統の力があるだけに、今思えば2間口でも残すべきであったというふうに思っています。72年の歴史があるわけですが、非常にこれにピリオドを打ったこと、大変つくづく残念に思ってる訳であります。市内の就職、働き口というのが非常に少ない中で15名の内定があったという答弁を受けました。地域発展のために大いに期待をしてるわけですが、実は、東京美唄会の会報が1月15日付の42号で、元市議の米田良克さんが投稿しています。市の人口減は、職場がないことが最大の理由であると。学校を終えた若者が市から出ていくことになって、景気の状態を考えると解決策は簡単でないというふうに投稿しておりました。そのとおりで雇用についても市長、努力をしているようですから大いに期待をいたしております。あえて雇用の関係については、答弁はいりません。

4点目の教育行政についてです。日の丸、君が代について答弁をいただきました。

このところ、実はスポーツ界での国際舞台において高梨沙羅さんを初めといたしまして、非常に日本人の活躍が目覚ましいものがあり、日の丸、君が代に感動した選手そして国民も多いことでしょう。そのこと自体は、私は認識しております。でも、あの君が代を聞く複雑になるのです。いわゆる日の丸、君が代が狂気の戦争のシンボルとして、国民を誤った道に引っ張ったものとして、どうしてもこう結び付けてしまうんです。戦後68年、未だに歌詞の内容を理解できません。曲の調子から歌詞が親しまれる中身なのかどうか、侵略戦争の象徴として、あの国歌を聞くたんびに見えてくるんです。私の持論は、ひととき非常に盛り上がりを見せておりましたけれども、今の君が代に代わった新しい国歌を設定すべきといつも思っております。戦争に対する様々な思い、君が代に向かい会えない人々を生み出した、そういう教職員も非常に多いその一人です。今は、国旗掲揚といっても一般家庭では、ほとんど祝日に掲げる家はありません。掲げていません。昔は我が家にも国旗があつて、母は、祝日には必ず掲揚をしていたと、そういう記憶があります。しかし、毎年繰り返されるこの問題は、天皇は政治から手を引く国民の象徴としての道を選ばれたのですから、国歌については新しいものを定めるのは当然だと思っております。君が代の歌詞が難しいと先ほど述べました。その歌詞をチェックしてみますと、やっぱり天皇への治世を祝うのであって、戦争と結びつけるのは当たり前です。天皇の命令によって男子は徴

兵され、天皇陛下万歳と言って死んでいった人々、現代の若い人たちには、この情景というのはピンと来ませんかもしれません。いわゆる認識歴史観には若干のずれがあるかもしれませんが、私は70代ですので、非常にこの辺では、君が代については不信感を持っているというのも事実なんです。校長の名によって全員が起立せよ、そして歌わせる、君が代、憲法19条には思想良心の自由が保障されており、強制は不当で侵害する可能性が高く強制はすべきではありません。つまり、国旗・国歌については、学校で指導するのであれば、強制でない事を併せて教えなければバランスにかけることになり、この点、教育長どう思いますか。教育長、私より大体ひとまわり下と思っております。いわゆる12歳下と思っております。子どもたちの心と心をつなぐ指導を、先生たちの協力を得ながら取り組みたいと就任時、申しておりました。教育は、教職員と児童生徒の愛情と信頼から成り立つもので、心と心のつなぐ指導とは、お互いの信頼関係のことなんでしょう。君が代の歌詞の内容、一つひとつどのように理解をしながら児童生徒に教えるんですか。あの歌詞一つ一つのこう言ってること、こう言ってますよということ、説明できますか。市議会の議事録、多く過去ひもといてみました。前米田良克市議が申していますよ。卒業式・入学式では、国歌斉唱となった時に、ご賛同いただける方はご起立ください、ご賛同いただける方はご起立ください、こういう断りの内容があったんですけども、今は当然のことなんですけども、全く無く、起立はもう当たり前のようにだと。全くこれはおかしい事です。今回も

そう伝えております。同感です。今日の今回の答弁から国歌について、その内容を歌詞が理解できないから、何度も質問しているんです。教職員に対する起立は、社会通念上、教育長は当然と言ってますけれども、これは強制なんです。起立を促すということ、校長が本来行うべく職務を命ずることが思想、良心の自由を侵すことにはならない、憲法19条には違反にならないと、教育長、先ほどの答弁で言い切りました。過去、東京では何か伴奏しなかった人に対しては戒告、起立1回目は戒告、2回目は減給、3回目になると停職とかいろいろなんかあって、裁判闘争とかいろいろあったようですけれども。しかし、裁量権の範囲にいたしましても、懲戒処分というのは、余りにも多すぎるのではないですか、戒告は3カ月間延伸ですよ。再度お聞きをいたします。

1つは、起立の強制はしないのですか。

2つ目は、起立をしなかっただけの懲戒処分というのは適法なのですか。

3つ目は、起立に際して、立たない人の調査はどういうふうに誰が把握をするのですか。この点を再質問いたします。

教育行政の2つ目は、集団フッ化物洗口です。答弁を聞きますと、何が何でもやってやるんだという感じを持ちましたよ。道の通達と歯科医師会の要請があったようですが、この件については、何度も申してますけれども、あまりに問題点が多くあるということですよ。また、このフッ化物洗口について非常に多くの会があるのをご存知ですか。「子どもの健康と安全を考える会」、「みんなでフッ素を考える会」、「フッ素問題研究会」、「フッ素洗口に

ついて学ぶ会」、「日本フッ素研究会」「反フッ素全国」また「反フッ素北海道の会」「反フッ素を学ぶ旭川ひまわりの会」等々数えきれば、枚挙にいとまがないくらい多く存在してるんですよ。その中で北海道新聞24年の11月8日に2ページにわたる大々的な広告が出されました。これです。読んだんでしょ。これ市長も読んだと思いますけども。教育長、これ見ましたでしょう、以前の職場で。これだけです、はっきり言いますと、社会法人日本医師会が、北海道と北海道教育委員会の協力を持って道民の方々に、私方から7つの願いという事の広告なんです。7人とは、料理の三國、私はもう勝手に、今後、絶対三國の料理は食べないと決めましたよ。JRの中央会の飛田、漫画家の渡辺、前旭川動物園の小菅、キャスターのグッチ、平泳ぎの田中、キューピー株式会社の鈴木、もうこの間、キューピーも、もう買うのもやめました。あれだけ、反対を押し切って2ページにわたる広告を出すのは一体何なんでしょう。北海道新聞社にこの広告料であえて私も問い合わせを試みたんですよ。実は幾らぐらい金かかるんですかと聞いてみました。したら、当然ですね。額面は教えることはできないと。ただ、その回数だとか内容によって異なるものであるから、あえて今回のこの2ページにわたる大広告について北海道新聞では、広告料いくらとったかということは申し上げられない。電話で問い合わせたあと、なるほどなと思いましたけども。しかし、想像以上膨大な広告料を払っているということなんです。本市の教職員の方々もですね、この集団フッ化物洗口について学習会を行って問題点を整理をし

討論を進めておりますよ。その中での集約は集団で行うフッ化物洗口事業の必要性はないのではないかと、理由は学校の保健統計を見ましても、虫歯は減ってきており、家庭での歯の健康管理が徹底をされてきてると、やはり安全性、先ほどの答弁ではないにしても、やっぱり納得がいかないという旭川の資料もありますけれども、いわゆるフッ化ナトリウムは劇薬で、試薬に至っては医薬品には該当しないと、賃貸に使用した場合、安全の保証がなく、そういう点もお互いに指摘をやってるってことですよ。この骸骨マークのこういう広告もありますけれども、これですね、見たら大丈夫ですか、急性中毒からそのフッ素洗口の病状見て見ますと、知能低下が考えられるまであるんですよ。これ後で教育委員会に持って行ってもいいですから。知能低下までうたっているんですよ。どうなんでしょうかね。いわゆるこういう実態と更に道のマニュアル、実施マニュアル、この事故時の対応がない、もう初めから安全であると決めつけている感じ。もっと具体的なこういう例だったらこうだというマニュアルが、必要でないかということなんです。このフッ化物洗口といいますのは、地方自治体が集団で行うべきではないと。膨大な、これ酷い目に合いました。自分で言うのはおかしいですけども、これだけの資料が、どーんと届くんですから。やっぱり目を通さんと質問できないということで全部目を通しました。これを読みますと、ますます中止をしなければならんというふうに、本当に心からそう思いましたね。教育長、答弁、安全性は証明されたということは、断言できますか。さらに、説明会で教職員や保

護者のご理解をいただいていたものと考えている、何か答えとしては、歯切れが悪いですね、不十分ですよ。再度伺います。

1つ目は、安全性に対して、教職員や保護者に対する説明が不足していないのかどうか。

2つ目は、保管管理は万全を期したと言ってますけども、環境汚染、先ほど、教育長は河川汚染といたしましたけども、環境汚染ですよ。環境汚染に繋がらないかと、言い切れるかと。やるとしたら、学校歯科医の立ち会いは当然なんでしょう。それでいいですか。要請をしてないということ。既に実証された幼児の関係、今年から小学校に入るというんですからね。体調が不良の動きがないのかどうか。

次に、5点目としては、万が一にも子どもたちに急性中毒があった場合、これは市と教育委員会の責任です。これは当たり前です。教職員には責任はないと、理解していいのか。

この点を再質問いたしますので、お答えをいただきたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

空き家調査についてであります。農村地区など残りの地区についても、計画的に調査を行ってまいります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、国旗国歌の適切な指導についてであります。国歌の起立、斉唱に関しましては、学校の卒業式や入学式という教育上重要

な節目となる儀式的行事において、式典の円滑な進行を図るために必要であり、教職員の起立に関しましては、強制するものでも思想及び良心の自由を侵すものでもなく、最高裁判所の判決に示されているとおりでございます。また、その調査の実施については、教育委員会職員によって行うこととしております。

次に、集団でのフッ化物洗口についてありますが、1つ目に、初めに安全性についてですが、専門学会や各種の国際機関等において、幾度となく安全性について再評価され証明されており、そのことも含めお伝えするとともに、不安な点や疑問に対する十分な説明を行ったと考えております。

次に、保管管理、環境汚染についてですが、フッ化ナトリウム試薬は、美唄歯科医師会で各学校分を保管し、希釈することとしており、希釈した洗口液を保管する場合は、かぎ付きの保管庫を用いるなど、万全を期してまいります。また使用済みの洗口液の処理や使用残りの洗口液の処理に関しても、環境に影響するものではありません。

次に、美唄歯科医師会の立ち会いについてですが、これまで実施してきた幼稚園、保育所においても水での練習を経て問題なく実施されてきてるところであり、歯科医師会の立ち会いの必要ないものと考えております。

次に、実施している幼児の体調不良等の報告につきましては、これまでありません。

最後に責任の所在についてですが、適正な取り扱いの中で園児や児童に体調不良等が発生した場合は、教育委員会として責任を持って対応いたします。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 6番、森川明議員。

●6番森川明議員 教育長に再度いろいろと聞きたいことは、日の丸、君が代にもあるんですけれども。一人でしゃべるといふのはいかなものかというふうに今ちょっと考えました。

フッ化物洗口の中止を求める件で教育長、再度お伺いします。

ここで、あの重要視をしなきゃならん事項があるんですよ。それは、全国の歯科医師会の中で反対する先生方が非常に多いということなんです。先ほど村岡さんの裁判の関係も言いました旭川市でも、これは危ないって言っている歯科医師がいるということなんです。美唄の状況はわかりませんが、それに対して旭川では、勉強会と質問をしながら、この問題について、学習会を先ほど勉強会と言いましたけど、学習会を開催をしたところ、保護者の方からは18点にわたって、非常にこれありますけれども、克明な質問が出されているという状況下にあるわけです。また、大学の先生もそうなんです。明海大学という歯学部ですからね。その教授2人が、これは何としてもフッ素そのものは、歯質強化には役に立たず、むしろその逆だと言っているんですよ。有害であるというふうに分析をしているわけなんです。そこで、教育長、再度伺いたい点は、答弁の中で十分理解は得られたというふうに判断して言うておりますけれども、一つ目は危険であるということで、いわゆるそれに携わりたくないという教職員がいた場合、学校側校長は業務命令ですよ。業務命令を出すそういう考えでいるのかを伺いたいと思います。

それと、先ほどの答弁では、起立に対する調査は教育委員会職員によって行うとありました。教育委員会の職員がどのように配置されるかわかりませんが、一度も会うことのなかった職員から、その的確に状況把握というのはできるのかどうか。考えが甘いんじゃないかと思えますけれども、過去そうやってやったから、できるんだって言えばそうかもしれないませんが、その点も含めて一つお答えいただきたいと思えます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員の質問にお答えします。

初めに、集団フッ化物洗口について業務命令をもって取り扱いさせる考えかというご質問だと思いますが、職務命令を出すようなことがないように事前に理解を得られるよう努めていくことが大切であると考えております。実施に向けては、その努力を継続し、結果として学校保護者の皆様のご理解のもとにスタートしたいと考えております。

次に、国旗・国歌につきまして、教育委員会職員が把握することができるのかということでございますが、教育委員会職員が全ての状況把握を行っているところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 森川議員の質問は、3回に及んでおりますけれども、56条のただし書き規定により許可します。

森川議員。

●6番森川明議員 ありがとうございます。実は今の教育長の答弁では納得いかないし、何か回答になっていないのかなっていう感じを持っておるんですよ。といいますのは、私

はあくまでもそのさっき言いましたね、これ簡単に終わりますから。行えない職員がいたら努力するというのは当たり前なのですよ。学校側として当たり前でしょ。しかし、私の言ってるのは、そこにいわゆるその先生方、教職員の方が携わりたくないと言った場合ですよ。どうするんだと聞いているんです。業務命令を出すんですかと。業務命令を出したら、今度イコール処分になってくると思うんですよ。そこまで教育委員会としては考えているのかどうかということを知っているんです。それはそういうことのないように説得するのは当たり前のことですよ。もしそういう場であっても説得が不調に終わり、その場に危険だから出たくないという先生方がいた場合は、業務命令で無理やり参加をさせると、そういう考えなんですか。そのこのとこだけちょっと聞かせてください。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 粘り強く理解を得られるまで、話し合いを進めることが大切と考えております。以上です。

●議長内馬場克康君 五十嵐議員の質問は、午後からといたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前	11時49分	休憩
午後	1時00分	開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

五十嵐議員の質問から入ります。

11番、五十嵐聡議員。

●11番五十嵐聡議員（登壇） 平成25年第

1 回市議会定例会に当たり、大綱 5 点について市長及び教育長にお伺いいたします。

大綱の 1 点目は、農業行政について、1 つに、市政執行方針の中では触れられておりませんが、本市農業はもちろん北海道農業に大きな影響をもたらすことが危惧される T P P 協定交渉への参加問題についてであります。

2 月 23 日に行われた日米首脳会談後、安倍首相は T P P では聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になったとし、2 月 27 日の参議院予算委員会で農業も含めた影響を精査した上で判断する。と答弁。さらに、翌日の衆議院本会議では、政府の責任で判断すると事実上の参加表明とも思える答弁を行っています。経済界からは、早期に交渉参加を決断するよう要請を行っているほか、先日の道新の世論調査で、道内においても賛否拮抗と報道がありました。情報や国民的議論がない中で T P P 協定交渉参加は断固反対であります。T P P 問題についてどのような状況にあり、今後どう対応されていくのかお伺いいたします。

2 つに、農業振興地域整備計画の見直しについてであります。農業振興制度については自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な展開を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定されていると承知しております。本市の農業を取り巻く環境や社会情勢などが大きく変化しており、また基盤整備事業への参加にも支障があることから、私は平成 22 年第 1 回市議会定例会において農用区域の見直しを含めた本

市農業振興地域整備計画見直しの必要性を質問いたしました。当時、平成元年度の全面見直し以降、年数が経過したことから総合的な見直しが必要であり、平成 22 年度から基礎資料の整備などに取り組むとの答弁がありました。その後どのように取り組みが行われ、現在どのような状況にあるのかお伺いいたします。

次に、農業者はこれまで地域発展に向け、農地や農業用水や配水などの維持、管理を続け、緑豊かな田園環境を守ってきました。一方、地域の農業・農村においては、過疎化、高齢化、担い手不足などから、地域の活力低下など課題も多く、特に農業水利施設の老朽化は生産の増大転作作物への転換にも影響を及ぼし、生産性の向上にも支障が出ているところであります。こうした状況の中、新政権の誕生によって平成 25 年の概算要求を入替し、農業分野の重点項目として攻めの農林水産業の展開のもと、国土強靱、競争力強化や経営所得安定対策などをかかげ、民主党政権のときに半減された農業農村整備事業を回復させ、平成 25 年度予算を概算決定されたことは承知しております。

そこで 3 つに、国における農業農村整備事業の平成 25 年度予算の農業農村整備事業、国営農地再編整備事業、補助事業の予算額、予算の伸び率についてお伺いいたします。

4 つに、農地整備事業の平成 25 年度における国営美唄茶志内地区の予算事業内容、工事発注時期及び美唄地区の概要、また道営事業の継続地区の予算額、事業内容、進捗率、合わせて新規事業採択の状況と道営事業を希望する地区の状況についてもお伺いいたします。

大綱2点目は、農・商・工振興について、1つに、美唄市産業振興計画に基づき、美唄産の農産物を加工し、付加価値を有する新しい商品、特産品の開発から販路拡大に向けた取り組みに対して、引き続き支援するとともに、産業間連携が図れるよう関連団体と更なる連携に努めると述べられております。これまでのこの事業の評価と今後の取り組みについてお伺いいたします。

2つに、昨日の道新の朝刊の報道にもありました北海道中央コンピュータ・カレッジについて、これまでの学生の入学状況を伺うとともに、学生の募集をどのように行ってきたのか。また、平成25年度に入学する学生の状況とあわせて、近年入学生が減少しているなかで今後の学校運営をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

大綱の3点目は、公共交通について、地域公共交通総合連携計画に基づく乗り合いタクシーについてであります。昨年から本格運行をされている我路及び盤の沢地区、利用者から大変喜ばれているというお話は聞いております。昨年10月から11月の2カ月間にわたって西側地区で実証運行を行い、3月1日から15日まで地域説明会を開催されていることは承知しております。そこで実証運行の内容と結果、今後の運行計画についてお伺いいたします。

大綱の4点目は、安心して暮らせる地域づくり地域コミュニティについて、平成24年第3回市議会定例会の一般質問でもお尋ねしました北部生活圏の活性化として日東町、茶志内町、中村町の7つの連合会が協力して来年度に開設を予定している農産物直売所等に対

するこれまでの市の対応を含め、その後の経過についてお伺いいたします。

大綱5点目は、教育行政について、いじめ、体罰についてであります。

1つに、市内の小中学校におけるいじめについてであります。昨年の第4回定例会で同僚議員が質問していますが、それ以後の調査の実態とともにその後の対応について。

次に、体罰について、昨年のおおさき市の教師による体罰事件を受けて文部科学省は、全国での平成24年度における実態把握調査を各都道府県に求め、現在、道でも調査が行われていると聞いております。把握している体罰の実態についてお伺いいたします。

2つに、いじめや体罰に関する防止策として、学校と教育委員会はどのような対応を行っているのかお伺いいたします。

以上でこの場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、TPP協定交渉参加問題についてであります。安倍首相は日米首脳会談の共同声明を受けて、環太平洋連携協定交渉、いわゆるTPP交渉参加の是非の判断を近々にも行うような報道がなされております。市といたしましては、「国民合意・道民合意がないままでのTPP協定交渉への参加には断固反対」という考え方には変わりなく、今回の国の動向には非常に大きな危機感を持っているところでございます。こうした動きを踏まえ、北海道市長会では北海道など道内関係団体18団体とともに2月27日、農林水産大臣などに対して「本道の経済

活動や道民生活への影響について十分な情報開示を行うとともに、本道の農林漁業者、商工業者、医療関係者、労働者、消費者など道民各層の意見をしっかりと聞き国民的議論を尽くすこと。」「国民合意・道民合意がないままTPP協定への参加を決して行わないこと」を求める緊急要請を行っております。また、明日8日の朝は、空知総合振興局、空知地方総合開発期成会などで構成する「郷土の空知を守るTPP対策実行委員会」の岩見沢駅前での街宣行動に、近隣の市長・町長などとともに参加し、TPP交渉への参加表明反対を訴えていく予定であり、今後とも関係団体と連携を図りながら、様々な機会を通じて国に対して拙速な判断を行わないよう強く求めていく考えでございます。

次に、農業振興地域整備計画の見直しについてであります。市では、平成22年度から基礎資料の整理、平成23年度は農地情報の蓄積や図面等の作成にかかる経費を予算計上して準備作業を進めてまいりました。本年度は、これまでの基礎資料を基に土地改良事業の実施予定等も踏まえ、地域や農業者の意向確認などを行い、その上で農用地区域を確定し新しい計画案を策定したところであり、農用地区域の面積は現計画よりも155ヘクタール多い9,462ヘクタールとする方針であります。現在、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、計画案について関係団体から意見聴取を行っているところであり、今後、公告・縦覧を行い、その後の知事協議を経て5月頃には決定したいと考えております。

次に、農業農村整備事業予算の動向についてであります。国は生産効率を高め競争力

のある「攻めの農業」を実現するため、平成25年度の農業農村整備事業関係予算の総額を3,362億円と概算決定したほか、平成24年度補正予算においても2,540億円が措置されたことから、予算総額は5,902億円となり、平成22年度以降半減された農業農村整備事業関係予算は平成21年度の予算総額である5,820億円と同水準まで回復する見通しであります。また、国営農地再編整備事業の平成25年度予算概算決定額は約140億円であり、平成24年度当初予算約86億円よりも約62%増となっているほか、平成24年度補正予算でも39億円が措置されているところでございます。このことにより、上美唄、西美唄地区が新たに美唄地区として、平成25年度の国営農用地再編整備事業着手地区に概算決定したところでございます。

また、道営農地整備事業等予算は、これまでの戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業が、農業競争力強化基盤整備事業に組替わるため、単純比較はできないものの平成25年度の概算決定額は約324億円、平成24年度補正予算は約198億円が措置されているほか、新たに農業水利施設保全合理化作業が創設されることから、大幅な増額が見込まれるところでございます。

次に、平成25年度国営及び道営農地整備事業の状況についてであります。国営農地再編整備事業美唄・茶志内地区における平成25年度の事業内容といたしましては、茶志内町1区で2工区、約50ヘクタール、茶志内町3区で3工区、約80ヘクタールの工事を実施するため、5月中旬から6月中旬にかけて順次、発注が予定されているほか、来年度以降の工

事に向けた実施設計約 400 ヘクタール分が予定されており、これら事業費として平成 24 年度予備費と補正予算及び平成 25 年度当初予算を合わせた総額は約 29 億円が見込まれると北海道開発局から伺っております。

また、平成 25 年度事業着手地区として概算決定された美唄地区は、国営緊急農地再編整備事業により実施される予定ですが、その事業概要といたしましては地区面積が 1,874 ヘクタール、受益面積が 1,682 ヘクタール、受益戸数が 135 戸で総事業費は 285 億円、事業期間は平成 25 年度から平成 36 年度までの 12 年間となっております。これら事業概要等については、先月開催された地元説明会において関係者の理解が得られているところでございます。

次に、道営事業実施中の峰岩、沼の内及び中美唄地区につきましては、平成 24 年度予備費補正と 2 月補正を合わせ約 8 億 4,000 万円の事業費が措置されたほか、平成 25 年度は 5 億 1,900 万円の事業費が予定されており、平成 25 年度の工事実施総面積は約 107 ヘクタールと見込まれ平成 25 年度末における事業費ベースでの進捗率は峰岩地区の美唄市分は約 97%、沼の内地区は約 98%、中美唄地区は約 86%になるものと見込んでおります。また、大富地区については第 1 地区、第 2 地区が平成 25 年度から新たに創設される農業水利施設保全合理化事業により着手し、調査設計等が行われる予定であるほか、第 3、第 4 地区についても平成 25 年度において地区調査が行われる予定であります。

なお、道営事業で農地整備を希望する地区といたしましては、平成 26 年度に地区調査を

要望しております。北東地区があるほか、進徳一心地区、峰延地区、豊葦地区からも要望があり、これら地区は既に期成会が設立されていることから、道営事業が実施できるようその実現に向けて道へ要望してまいりたいと考えております。

次に、農商工振興について、美唄市産業振興計画についてであります。この計画は、基幹産業の農業を初めとし、商業、工業の各分野間を一体的に結びつけるため、農商工連携を柱に本市の産業振興を図ることとしたところでございます。このため、農業者と商工業者が互いに協力し、新たな商品やサービスを開発する取り組みのほか、農業者が単独または共同して農産物等の価値を高めたり、その新たな価値を生み出し、新事業の創出などを図るため農産物等の生産、加工、販売を一体的に行う事業活動についても、本市の農商工連携推進助成事業の対象として平成 23 年度から創設し、初年度は 3 件の事業認定を行ったところであります。また平成 24 年度は、前年度から継続して取り組まれた事業 3 件のほか、新たに 2 件の計画を事業認定するなど、平成 24 年度中において 5 件の取り組みが行われ、地元農産品である米粉やハスカップ、大豆、野菜類などを活用した商品化への取り組みが進められております。これまで、道内外における各種のイベントなどの出店に伴う試作品等の PR、テスト販売や試食、アンケート調査などが行われ、発芽大豆の甘酢漬けや青大豆のきな粉、米粉を使ったレトルトカレーとカステラ、乾燥野菜など商品化されてきております。

今後におきましても、本市をはじめ国や道

などの助成制度の情報提供や指導助言などのほか、展示会や商談会、さらには販売ルートの開発などに向けた情報提供など総合的に支援をしてまいりたいと考えております。

次に、北海道中央コンピュータ・カレッジについてであります。HCCの入学生の状況につきましては、平成元年から平成11年までは1学年の定員100名に対して平成元年の81名が最高で、各年度の平均では47名、また定員70名に見直した平成12年度から平成20年度までは平成15年度の40名が最高で、各年度の平均では29名、さらには定数40名に見直した平成23年度以降については平成23年度が19名、平成24年度が23名、平成25年度は現在のところ5名の入学予定となっております。なお、平成25年度に向けた学生募集活動の内容につきましては、これまでと同様に年度当初から道内ほぼ全域の高校の進路指導部の先生に対して、通学支援及び家賃支援のほか特待生制度など、HCCの特色をアピールし活動を行ってきたところであります。近年の少子化や経済状況、また学生が札幌の専門学校等に集中する傾向が見られることなど厳しい状況から結果として、現在のところ5名の入学予定者にとどまっているところであります。

次に、今後の学校運営についてであります。近年の入学者数の状況を踏まえますと、厳しい運営状況であることから、HCCをどのように運営すべきか考えるべき時期にきているものと受けとめてございます。

次に、公共交通について乗り合いタクシーについてであります。昨年の10月、11月の2カ月間、日東、茶志内、中村、開発、光

珠内の西側地区を5区域に分け実証運行を行ったところであります。登録人数は331名で、利用された実人数は60名、延べ人数では452名の利用状況となっており、利用率が多かった地域から申し上げますと、日東・茶志内方面が41.6%、中村・沼ノ内方面が31.4%、西美唄・開発方面が17.7%、豊葦・進徳方面が5.8%、光珠内・峰延方面が3.5%の利用割合となっております。

今後の運行計画につきましては、乗車率の低い豊葦・進徳方面と光珠内・峰延方面の2方面は通学に利用する児童生徒がいますことから従来どおりバスを運行することとし、その他の3方面につきましては、引き続き4月以降も実証運行を行いながら、利用者の意見等を聞くとともに運行状況などの調査検討を実施し、市民の交通手段である足の確保に努めるよう本年10月からの本格運行に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、安心して暮らせる地域づくりについて、北部生活圏の活性化についてであります。昨年の9月に茶志内6連合会と中村連合会より、旧美唄警察署茶志内駐在所跡地の市有地における、自らが取り組む地元農産物等の販売所の施設整備にかかる屋外トイレの設置について支援の要望がありました。

市としましては、公共用のトイレを設置し管理を行うことは困難であることから、地元連合会の取り組みの中で設置をお願いしたところであり、施設整備の全体計画や具体的な取り組み内容を確認した上で、市有地の無償貸し付けや各種助成制度の活用に関する情報提供など、必要な対応を行いたいと回答させていただきました。その後、地元連合会より

施設整備の全体計画や具体的な取り組み内容、運営計画が示され、市の支援のあり方について検討したところ、本年1月に総務省から道を通じ、平成24年度補正予算にかかる過疎集落等自立再生緊急対策事業について通知がありました。この事業は、将来に向けた集落における生活を持続可能とし、活性化を図ることを目的に、生活圈単位で住民団体等が中心となり、住民みずからが実行する地域の創意工夫を凝らした総合的な取り組みに対して、国が交付対象経費の100%を支援するものであり、事業期間は平成25年度末とされていることを地元連合会の皆さんに説明を行い、事業実施の確認をさせていただいたところであり、

市といたしましては、地元連合会の皆さんの意向や取り組む内容を踏まえ、4つの個別事業の組み立てのお手伝いを行い、2月7日道を通じて総務省に事業実施に向けた計画書を提出いたしました。市から提出した計画書における4つの個別事業の1つ目は、地元商店がないため買い物ができない方を対象とした買い物支援事業として1,029万2,000円、2つ目は国道12号を走行する観光客等に対し地域農産物の収穫祭等のイベントを実施して、交流人口の増加を図り観光振興や産業振興につなげる観光・産業振興事業として107万4,000円、3つ目は高齢者等の買い物困窮者に対する日用品・食料品の宅配サービスを実施するとともに、あわせて見守り・声かけ活動等により共に支え合う暮らしの実現を図る地域宅配サービス事業として30万7,000円、4つ目は防災の訓練や研修会を実施する地域防災力向上事業として81万9,000円で、事業

費合計で1,249万2,000円となっております。この事業全体の交付対象経費の考えは、ハード面の整備が4割以下、ソフト面の整備が6割以上とソフト面の整備が重視されているところであり、市としましては、この事業が地域コミュニティの活性化に繋がる事業であると考えていることから、事業の内容や運営面でのアドバイス等、必要な対応に努めてまいります。なお、この事業は、補助採択の見通しが立ったことから、今般、平成24年度の補正予算として計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

教育行政について、初めに、「いじめ」についてであります。昨年の第4回定例会においては、8月の文部科学省の緊急調査に関してお答えしたところでありますが、その後、11月に北海道教育委員会による本年度第2回目の調査が児童生徒を対象として行われました。そのアンケート調査の結果、美唄市においては、昨年4月から「いじめられたことがある」と回答した児童が196名、生徒が30名となっており、最も多いいじめが小中学校ともに「悪口」であり、以下「仲間外れや無視」、「たたいたり、けられたり」そういう粗野な言動が中心であります。また、小学校低学年ほど件数が多くなっている状況です。各学校においては、いじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、学校が把握したもの、あるいは児童生徒や保護者から訴えあったものについて事実確認や全職員の共通理解と認識を

持ち、即対応の取り組みを進めているところ
であります。その結果、認知されたものは、
すべて解消されている状況であります。一
定の解消が図られたものの、継続して相談や
経過観察をしているというものが中学校で2
件となっております。

次に、「体罰」の実態についてであります。大
阪市の高校の事件の後、本年2月4日付で、
道教委における第1次調査を実施し、各学校
で把握している体罰の実態に関して、体罰の
件数は0件として、2月12日に空知教育局に
報告を行ったところです。この後、2月21日
付で第2次調査を各学校に通知し、全教職員
やスクールカウンセラーへの個別の調査とと
もに、小学校は保護者が子どもと相談して、
中学校では生徒自身と保護者それぞれに回答
をいただくこととしており、現在、順次、提
出された調査票の整理を行っているところで
あります。空知教育局には、4月8日までに
報告することとなっております。

次に、「いじめ」や「体罰」の防止対策につ
いてであります。これまでに「いじめ」に
関しては、各学校において細やかに子どもた
ちの様子を見守り、道徳教育や人権教育を通
して、思いやりや相手を尊重する態度を育成
しながら、児童会・生徒会による取り組みや、
「仲間づくり子ども会議」などを通じて、「い
じめは許さない」という意識の醸成に取り組
んでまいりました。また、保護者向けのいじ
めに関する講演会の開催のほか、カウンセリ
ングなど児童生徒本人の心に寄り添う体制を
整え、家庭と連携して早期発見や防止に向け
た取り組みを進めてきたところでもあります。

「体罰」に関しては、各学校においてコン

プライアンス確立月間や職員研修などにおい
て、研修資料を用い学校教育法に体罰の禁止
が規定されていることの周知徹底を図ってい
るところであります。

また、私といたしましては、これらのほか、
「いじめ」や「体罰」の防止のため、「心と心
をつなぐ指導」について研究と実践を深め、
子ども同士、子どもと教師の関係づくりをよ
りよいものにしてまいりたいと考えておりま
す。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 11番、五十嵐聡議員。
●11番五十嵐聡議員 それぞれ答弁をいただ
きましてありがとうございます。この場から
また何点か質問させていただきます。

最初に、農業行政についてであります。

平成25年度から始まる国営事業の茶志内
地区の整備規模は、道営事業の継続3地区の
整備規模を上回ることや、美唄地区の事業着
手、さらには道営大富地区事業着手などによ
り、農地整備を円滑に推進していくための体
制強化が必要と考えております。これまでと
今後の体制強化についてお伺いいたします。

次に、地区調査を要望する北美唄地区以外
に道営事業を希望する地区が3地区とのこと
であります。国の農業農村整備事業予算の
拡充が見込まれる中で、これらの地区の早期
事業着手に向けての考えをお伺いいたします。

北海道中央コンピュータ・カレッジについ
てであります。経営に関し判断時期にきてい
るとの答弁がありました。本市は、現在、財
政健全化の真っ只中であり、この北海道コン
ピュータ・カレッジにつきましては、過去に
議会での議論もあったわけでもあります。それ

らを考えますと、私は5名の入学生の状況を考えた場合、今後、学生募集を速やかに停止し、閉校もやむを得ないのではないかと考えております。市長としての立場でのお考えをお伺いいたします。

次に、地域コミュニティについてでありますけれども、北部生活圏の活性化のために地元連合会がこの取り組みを進めていく上で全体の交付対象額では、屋外トイレの設置費用がなかなか見込めず、地元の負担も大きくなるということで困っている話を聞いております。今後の市の支援や対応について再度伺います。

次に、教育行政についてお伺いいたします。私は、「いじめ」、「体罰」の問題は、社会問題であり国全体で取り組むことが大切だと考えております。滋賀県大津市では2月にいじめに関する条例を制定され、道においても条例制定に向けた取り組みの報道がありました。市として、いじめ防止条例の制定をどのように考えておられるのか教育長にお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

初めに、農地整備事業の推進体制についてありますが、本市における農地整備事業の推進に当たっては、市内3農協及び北海土地改良区、美唄市が同一事務所内に集結して情報等を共有するなど相互の連携を深め事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、これら団体とともに「美唄市土地改良センター」を設置しているところでございます。また、平成24年度の組織体制といたしましては、農地整備

課職員6名を含め総数18名となっているところでございます。平成25年度は国営美唄茶志内地区の工事が始まることや国営美唄地区の事業着手に伴う土地改良法の事務手続をはじめ、換地計画受託業務や道営大富地区の事業着手など事務量が増加することから、昨年度末より関係団体に対し職員派遣の要請を行ってきており、市といたしましても、こうした状況を十分に踏まえ全庁的な職員配置の中で、体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、道営事業における農地整備を希望している3地区につきましては、土地改良事業をこれまで一度も実施していない地区があるほか、市内では先駆けて圃場整備事業を実施したものの、圃場の大区画や排水不良の解消や老朽化した農業用施設などを再整備するため、道営事業を希望している地区もございません。農地整備事業は農作業の効率化や担い手への農地集積化を図り、安全で安心な良質な農産物を安定供給する圃場の大区画化などを進めるものであり、本市農業の発展には欠かせない事業であると考えております。このため来年度以降の国の予算の動向を踏まえ、また、びばい未来交響プランや農業ビジョンとの整合性も図りながら、地元期成会等と連携してそれぞれの地区が早期に着手できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北海道中央コンピュータ・カレッジの経営についてであります。私は理事長としてHCCの経営にかかわっており、平成25年度の学生の入学状況を踏まえ、経営的には相当厳しい段階に来ているものと受けとめております。先月27日に理事会を開催し、

今後の経営について協議したところ各理事からは、今後においても、経営の採算ラインとなる1学年30名の学生確保が見込めない状況であれば経営が成り立たず、学生募集を停止すべきではないかとの意見をいただいたところでもございます。学生募集の停止など、学校運営にかかわる重要な事項はコンピュータ・カレッジを運営する職業訓練法人美唄情報開発学園の総会での議決事項となっておりますことから、この総会において、学校としての最終判断をしてまいりたいと考えております。

次に、北部生活圏の活性化のための市の支援や対応についてでございますが、この事業は、地域コミュニティの活性化につながる事業として屋外トイレは必要と考えておりますものの、市が公共用のトイレを設置して管理を行うことは困難であると考えておりますことから、地元連合会の皆さんの取り組みの中で設置をお願いしてるところでございます。

いずれにいたしましても、市としましては、この事業が地域コミュニティの活性化につながる事業であると考えていることから、継続的な取り組みとなるよう事業の内容や運営面でのアドバイス等を必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

いじめ防止に関する条例制定についてありますが、「いじめ」の問題を社会全体で考え取り組んでいくことは大変重要なことと考えております。いじめ防止に関しては、現在は

国で法律制定を検討する動きがあり、また、北海道でも条例制定に向けて取り組む旨の報道がありましたので、本市といたしましては、これらの動きを注視しながら、条例制定の必要性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 11番、五十嵐聡議員。

●11番五十嵐聡議員 もう1点、農業行政について質問をさせていただきます。

国営農地再編整備事業について、美唄茶志内地区の本格的な工事や美唄地区の事業着手と農業予算の拡充に伴い、今後は毎年の整備量が大幅に増えることと見込まれます。地元業者の参入の見通し、また近年土木業者の規模縮小などもあり事業者や重機の確保、また、工事が長期間にわたるということで、冬までに工事が終わらないことも危惧されております。適切な時期での工事施工が可能となるよう農家所得を確保した上で、事業を進められる通年施工についても必要ではないかと考えておりますけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

国営事業の施工体制についてでございますが、本年度から工事が始まる美唄茶志内地区の入札方法については、一般競争入札によることから地元業者も参入できる条件となっていると伺っております。しかしながら、今後においても、地元業者が参入しやすい規模による工事の発注など、国へ要望してまいりたいと考えております。なお、国からは入札時に入札業者の施工能力等を確認するため工事

への影響はないものと伺っているところでございます。

次に、土地改良事業における通年施工の取り扱いについてでございますが、北海道の気候条件を考慮した工事施工に伴う受益農家への所得補償については、これまでも国へ要望してまいりましたが、理解を得ることが難しく、工事時期の調整や農業者戸別所得補償制度を交付金の活用により対応している状況でございます。しかしながら、このことは本市に限った課題ではないこと、また今後の事業量増加に対応した工事が、最適な時期に実施されることが受益農業者の切望であり、そのためには、経済対策が必要であると考えており、関係機関・団体などとも引き続き国等をお願いをしております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に、移ります。

4番、丸山文靖議員。

●4番丸山文靖議員（登壇） 平成25年第1回定例会にあたり、大綱3点にわたって市長並びに教育長に質問をさせていただきます。

大綱の1点目として、福祉行政の中で成年後見制度について市長にお伺いをいたします。

現状の社会的な面を見ると認知症高齢者の増加、知的障がい者、精神障がい者といった判断能力に乏しく、自ら法的な契約行為ができない人をサポートする成年後見制度が徐々に社会に定着しつつあるのが現状であります。しかし、認知症高齢者は推定で180万人程度、知的障がい者は55万人、精神障がい者は303万人程度との実態が調査で出ております。一方、成年後見法を必要としながら、社会福祉

士、司法書士といった相談相手の数が少なく、利用出来ない人達が多く存在している状況もあり、成年後見制度についての知識を持った人を養成し、この制度の利用サポートする体制を整える市民後見人の養成の必要性があると思われまます。反面、様々な問題も出てきております。例として成年後見人の最高裁の判例を見ますと、親族間の横領の刑を免除をしないという方向性も出てきております。これは、平成24年に交通事故で意思疎通ができなくなった養子のお金930万円を使い込んだとして成年後見人だった男性74歳が業務上横領罪として刑を受けております。これについては、第二小法廷、これは刑の重さを決めることにあたり、親族であることを有利な条件としないということを考慮するべきではないと述べ、被告の上告を却下した上で懲役3年の実刑としました。1、2審の判決が確定しております。現行法上では、成年後見人については、認知症や知的障がい者で、判断能力を欠く成人の財産管理などに伴うために家裁が選任するものであります。最高裁は2008年、未成年者の後見人による横領事件、これは後見人は、公的な性格を持つとしてこの特例を適用しないと判断をしております。以上の点を踏まえ4点ほど質問をさせていただきます。

1つ目として、成年後見制度をどのようにとらえているのかお伺いをいたします。

2つ目として、最高裁の判例にありますが、これに対してどうお考えになっておるかこれについても見解をお伺いいたします。

3つ目として、全国的に成年後見人については、親族がどの程度占めているのかお伺いをいたします。

4つ目として、各市では、後見人の立場を悪用した事件が相次いでいる状況があると聞いていますが、全国においての状況をお聞かせください。

今後、社会福祉協議会にいろいろな業務を委託するわけですが、年間40から50時間程度の時間で市民後見人の研修を行い、地域の中でささえあいの方法を、平成25年度から実施する予定と聞いていますが、具体的な内容についてお聞かせください。

次に、大綱の2点目として、商工業の振興について市長にお伺いをいたします。これまで商工業の振興や雇用対策の一つとして、企業誘致活動に力を入れてきたと思いますが、長引く景気低迷などにより、なかなか誘致までには至らないのが現状ではないかと思えます。

市政執行方針で述べられているホワイトデータセンター構想は、大都市の大震災に備えそれぞれの企業が持っている重要な各種データを地震などの災害がない安全な地域へバックアップしようとするもので、一昨年3.11の東北大震災を契機に、さらにデータセンターの必要性は深まってきているのではないかと思います。執行方針の中で、市長は構想を実現するために取り組みをさらに大きく展開し、地域振興や雇用の創出に結びつけていきたいと述べておられましたが、2点ほど質問をさせていただきます。

1つ目として、これまでの取り組み状況と課題、今後の見通しについてお伺いをいたします。

2つ目として、省エネ関係事業など成長、発展が期待できる企業の誘致活動を積極的に

推進すると述べられておりましたが、具体的にはどのような企業を想定しているのか、あわせてその立地の可能性についてお伺いをいたします。

大綱の3点目として、現在社会的に問題になっている体罰把握への実態調査について教育長にお伺いをいたします。

文部科学省の求めに応じて、全国の教育委員会が独自の調査に乗り出しています。そのうち神奈川県教育委員会では、高校特別支援学校、中等教育学校の児童生徒に用紙を配り、体罰を振るった教職員の氏名などを記入して、郵便で県の教育委員会あてに送る方法を採用しております。これは、学校の目に触れることなく、児童生徒の声が集まり始めていると聞いております。北海道では、回収の際、一度回答は各学校に提出する調査方式をとっております。また生徒名、保護者名を記入することとなっております。以上のことを踏まえて2点ほどお伺いをいたします。

1点目として、調査用紙を見ますと、体罰を振るった教師の氏名を記入する部分がありません。これでは、体罰を振るった教員の特定はできない問題が出てくると思われますが見解をお伺いをいたします。

2点目として、生徒氏名保護者氏名の記入についてですが、在学中でもあり不利益を考え、真意が正しく書かれない可能性もあるように推測しているところがございます。

以上をもちまして、この場合よりの質問を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 丸山議員の質問にお答えいたします。

初めに、福祉行政について、成年後見制度についてであります。この制度は、認知症や知的・精神の障害により判断力が不十分な方に、家庭裁判所が「成年後見人」等を選任して本人に代わって財産を管理したり、生活を維持するための法律行為を行わせるものと理解しております。

次に、最高裁の判例についてであります。成年後見人等による不正行為の防止は、本制度の大きな課題であると認識しております。このたびの最高裁の判例は、親族に対しても特別な考慮はしないという厳しいものであり、第三者によるチェック体制の整備が重要であると考えております。また、家族の年金などは自由に使用しても良いと間違った認識をされているご家族もおられるということです。制度の内容も含め周知が必要であると感じているところでございます。

次に、成年後見人に占める親族の割合についてであります。全国の状況といたしましては、配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族が成年後見人に選任されているものは、平成 22 年では全体の 55.6%となっております。

次に、後見人の立場を悪用した事件と市民後見人の養成についてであります。成年後見人の申立件数は年々増加し、全国では1年に3万件以上の申請がござい。申し立て理由で最も多いのが、預貯金等の管理・解約であり、各地でこれによる横領事件やトラブルも増えていると承知しております。また、市民後見人の養成についてであります。市では認知症高齢者等の増加に伴い後見人の必要性がさらに増すとともに、弁護士や司法書

士、社会福祉士の専門職の不足が予想されることから、平成 25 年度に「法人後見センター」を立ち上げる予定の美唄市社会福祉協議会に市民後見人の養成を委託することとしております。養成講座を受講した市民後見人は、法人後見センターの専門職スタッフから助言等を受けながら活動行うこととなりますが、フォローアップ講習など講習の充実を図るとともに、制度の内容や倫理面等の講習もしっかりと行ってまいりたいと考えております。

次に、商工業行政について、商工業の振興等についてであります。初めにデータセンター誘致に向けた活動状況についてであります。東日本大震災以降、企業が保有するデータのバックアップの必要性が高まっており、本市においては、一昨年から IT 関連の大規模な展示会などへの出展を通じて、雪冷熱エネルギーを活用したデータセンターの優位性を提案してきており、現在データセンター事業を検討している複数の企業と立地に向け、協議を進めているところでございます。

また、国においては、新年度にデータセンター地域分散化促進税制を創設し、首都圏以外のデータセンター内に設置するサーバー等の電気通信設備を取得する事業者に対し、取得価格の 30% の特別償却を行うなどの税制の特例措置を適用し、データセンターの地域分散を促進することとしているところでございます。

市といたしましては、事業化を検討している企業及び国の動きをしっかりと見極めながら、誘致活動を加速してまいりたいと考えております。

次に、省エネ関連など、成長・発展が期待

できる企業の誘致活動についてであります。再生可能エネルギーの導入・普及が促進される中、豊富な日射量や建設用地の確保が容易であるといった優位性から出力 1,000 キロワット以上のメガソーラーの約 3 割が北海道に集中しております。

このため、本市においても、これらの情報収集を行い誘致促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

教育行政について、体罰に関する調査についてであります。この調査については、今年度中に体罰を受けたり、その場面を見たりしたかを尋ねるもので、部活動の指導者などによる体罰も対象としています。

次に、調査票への教職員の氏名の記入についてであります。北海道教育委員会としては子どもや保護者が提出をする時、体罰を加えた教職員名を記入することによる心理的な負担をかけないなど慎重を期すこととし、記入欄を設けないこととしたようであります。記入された調査票の中に体罰があったとされるものについては、事実関係の把握を行う中で、その行為や対象となる教職員名についても確認することとしております。

次に、児童生徒や保護者氏名の記入についてであります。北海道教育委員会はこの調査の目的が体罰に関する実態を把握し、その実態に応じて早期に対応を行うこととしていることから、児童生徒や保護者の氏名の記入を求めたところであり、氏名の記入があるこ

とで速やかに実態を把握し、適切な対応に結びつけることができるものと考えております。

いずれにいたしましても、まずは実態の把握を行うことが重要であり、その際には不利益な取り扱いをしないことはもちろん、児童生徒や保護者のプライバシーの保護に十分留意した対応を行ってまいります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 4 番、丸山文靖議員。

●4 番丸山文靖議員 それぞれ、答弁をいただきましてありがとうございます。

商工業行政についてでありますけれども、さきほど市長の方から、メガソーラーの関係で美唄に進出を検討している企業がどれだけあるのか、あるとすればどんな業種の企業が多く来ているのかということをお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 丸山議員のご質問にお答えいたします。

メガソーラー事業者の進出意向についてであります。これまで外資系企業など数社から立地に向けた相談がございましたが、特別高圧線や配電用の変電施設の整備など、事業化に向けての課題があることなどから、これまで事業化に至ってないところでございます。また道は、再生可能エネルギーの普及に向け、未利用の道有地を活用する方針を掲げ、メガソーラー事業用地として本年 2 月 19 日、旧養護学校跡地 2.5 ヘクタールの賃貸入札を実施し、札幌市に本社のある産業廃棄物処理業の 1 社の応札がございましたが、予定価格に達せず不調に終わったと伺っているところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に、移ります。

5番、本郷幸治議員。

●5番本郷幸治議員（登壇） 第1回市議会定例会にあたり、大綱3点について市長並びに教育長にお伺いします。

大綱の1点目は、環境行政について、防犯灯のLED化についてであります。電力多消費の我が国においては、逼迫する電力実情を背景に、省エネ対策として公共施設へのLED照明の導入は、積極的に検討すべき課題と言えます。しかし、LED照明の切り替えとなると照明器具が高価なため予算確保に困難が生じます。そこで、昨年から行政コストの削減を図るため、民間資金を活用したリース方式によって導入する自治体が増えております。リース方式にすれば、初期費用が抑制され自治体の財政負担が軽減され、さらに導入後の電力消費量も抑えられ、節電とCO2の削減を同時に実現できることが期待されます。そこで、市内の街路灯、防犯灯の設置数と平成23年度の電気料金はどのぐらいなのか。あわせてLEDの設置数も教えてください。仮に、水銀灯100ワット相当の明るさのLEDに交換した場合その電気料金とCO2の削減割合がどのぐらいになるのか、また、LEDのリース化に対してどのように考えているのかお尋ねします。

次に、小型家電リサイクル法について。

現在携帯電話やデジタルカメラなど、小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルをされずにごみとして埋立処分されております。そこでレアメタル等の改修を進めるため、小型

家電リサイクル法が昨年8月に成立し、本年4月に施行となります。この法律により、市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取ってレアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されることとなります。制度導入は、市町村の任意であり、回収業務の中心的役割を担う市町村がどれだけ参加できるかがリサイクルの推進の鍵となります。そこで、本市の現状と法律施行後どのように取り組まれるのかお尋ねします。

次に大綱2点目は、福祉行政について、中軽度の難聴児対策についてであります。

今日、障害者自立支援法では70デシベル以上の音しか聞き取れない重度・高度の難聴者に対しては、補聴器の投入に対する購入に対する支援制度があるものの、40デシベル未満の中軽度の難聴者に対しては、何らの支援制度がない状況にあります。もとより、中軽度の難聴児の中には、補聴器を装着するとその効果が一目瞭然の方が多いと言われております。また、専門家によると、言語力や生活力の発達を考えると補聴器は早目につけるほど効果があるなどの指摘もされております。しかしながら、片耳で約7万円の費用を要し、さらには5年ほどで買い替えなければならない現状にあることから、これら中軽度の難聴児に対し、独自の助成制度を設ける自治体が増えており、全国的には約13府県、道内でも帯広市や音更町などが独自の補助制度を設けているところであります。この際、早急に本市としましても、実態調査を行うとともに市独自の補助制度を是非とも検討されてはいかがでしょうか。市長のご所見をお伺いします。

次に大綱の3点目は、教育行政について教

育長にお伺いします。

その1つとして、本市における、いじめ問題の実態とその取り組みについて。

いじめ問題が異常な広がりで展開し、前例のない事態が続いております。全国でいじめに起因すると見られる十代の自殺が連鎖し、校長までも命を絶つという現実です。一連の問題は、子どもたちに不幸・不運を重ねながら、次々に浮上してまいりました。その痛ましさや影響の大きさから、連鎖的な教育危機というべき状況の中で子どもたちが自らも命を絶つような悲劇をこれ以上繰り返さないためにも、私達は真正面から取り組んで今やらなければならないことに全力を尽くさなければなりません。いじめはいかなる理由があろうと、絶対に許してはならない、そのために、いじめは人道上の犯罪、断じて許さないという強い意思を学校をはじめ、社会全体に行き渡らせることこそ、いじめ根絶の大前提ではないでしょうか。以上の観点から以下教育長にお伺いします。

1つ目として、本市におけるいじめの実態をどう捉えているか。そのために日常的な子どもへのアンケート調査は、どのように行われているのか。

2つ目として、本来100%子どもと向き合うべき教師が雑務に追われ、専念できないという問題も指摘されております。学校・地域・家庭が連携しての教師バックアップ体制が必要と考えますが認識を伺います。

3つ目として、教師こそ最大の教育現場環境であり、子どもの成長は良き教師との出会いによって決まるといっても過言ではありません。教員の資質向上にどのように取り組ま

れているのかお伺いします。

4つ目として、中学校に配置されたスクールカウンセラーによる相談活動や相談窓口の設置についてお伺いします。

5つ目として、一連の学校の不祥事を受け、教育委員会への批判と改革論議が高まっています。本市の教育委員会に、但し、教育長の認識をお伺いします。

次に、脊柱側弯症対策についてであります。脊柱とは正常な状態であれば、真っ直ぐに伸びていますが、この病気の場合には横方向に湾曲していたり脊柱がねじれている、痛みを伴うことがないため初期における発見は難しく、ある程度成長してしまってから気がつく場合が多いとされております。特に10代の成長期の女子に多く、脊柱がS字に曲がるという難病、症状が進行すると腰や背中、痛み肺機能の低下をもたらす、場合によっては生命に危険が及ぶとされております。同省は、早期発見することで、専用の装具を付けて脊柱が曲がることを抑えられるが、病気の存在自体を知らない保護者も多いのが現状です。脊柱側弯症の早期発見につながると言われているモアレ検査は、エックス線を使用せずに体のでこぼこを映し出す特殊な写真による測定法で、先進事例では、大阪府貝塚市が昨年より学校健診に小学5年生と中学2年生の全生徒を対象にモアレ検査を導入しました。未来を担う子どもたちの健康を守るためにも、ぜひ検討されてはいかがでしょうか。教育長のご所見をお伺いします。

以上でこの場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 本郷議員の質問

にお答えいたします。

初めに、環境行政について。防犯灯並びに街路等の実態とLED化についてでございますが、平成23年度末、市が管理している街路灯は水銀灯が781灯、ナトリウム灯が427灯、蛍光灯が60灯、LED等が24灯、省エネ街灯が18灯、ナトリウム灯と省エネ街灯の両方がついてるものが38灯、合計で1,348灯となっております。また、各自治会などが管理している街路灯は水銀灯が1,077灯、ナトリウム灯が17灯、蛍光灯が2,152灯、LED灯が27灯、裸電球が27灯、合計で3,300灯となっております。

平成23年度の街路灯電気料金につきましては、市管理分が1,724万4,000円、各自治会などの管理分が1,511万1,000円で、半額の755万6,000円を市が補助しております。LED灯の設置実態については、平成24年度現在において市が26灯、各自治会が44灯、合わせて70灯となっております。

次に、水銀灯100ワットを同程度の明るさのLED灯40ボルトアンペアに換えた場合の削減率については、電気料金が約37%、CO₂排出量が約21%と試算されております。LED灯は、消費電力が少なく照明器具の寿命が長いメリットがある反面、初期投資が多額になるデメリットがあり、このため初期投資が抑制されるリース方式を実施している自治体もあると伺っております。

本市としましては、今後それらの先進市の事例を調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、小型化家電リサイクル法についてでございますが、本市においては、平成23年10

月より廃棄物の減量と資源リサイクルとして、ビデオデッキや携帯電話などの小型家電について市役所で拠点回収を実施しているところでございます。これまで平成23年度では7.4トン、平成24年度では33.2トンを回収し、リサイクル事業者に引き渡し資源化に努めているところでございます。

次に、今後の小型家電リサイクルの取り組みについてでございますが、これまで実施しております市役所での拠点回収のほか、家電小売店での回収やリサイクルフェアのイベント時に回収するなど、拠点回収の拡充を図るほか、広報紙メロディーやホームページ各種イベントなどで市民の皆さんにお知らせをし、小型家電の回収を利用していただくよう啓発にも努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、中軽度の難聴児対策についてでございますが、本市の補装具給付事業の聴覚障害児に対する補聴器の給付は、身体障害者手帳の交付を受けている方を原則としていることから、中軽度の難聴児については、給付対象外となっているところでございます。障害者の認定基準に達しない中度・軽度の難聴児については、補聴器の早期装着によりまして聴力の向上や言語の発達支援、情緒障害等の改善が図られることから、全国的にも、また道内的にも独自の補助基準を設置し助成している市町村があると聞いております。道内では帯広市や音更町のほか、上士幌町、広尾町の4市町が中軽度の難聴児対策を行っておりますが、対象年齢については、帯広市で0歳から6歳までを対象として、補聴器購入の一部を助成しており、また、音更町では18歳未満の児童を対象とするなど、市町

により助成内容も様々な状況でございます。

本市といたしましては、中軽度の難聴児の実態把握や他市町村助成制度の内容も含め調査するとともに、今後の国や道、他市町村の動向を踏まえ、その対応について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 本郷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育行政について本市における、いじめの実態とその取り組みについてですが、本市においては道教委の取り組みとして、年2回の児童生徒を対象にしたアンケートを実施し、あわせていじめの問題の各学校での対応や取り組みについて調査を実施しているところであります。昨年11月に実施したアンケートにより、「いじめられたことがある」と回答した児童は196名、生徒は30名となっており、各学校では、いじめの解消に向けて対応いたしまして、その結果、認知されたものはすべて解消されている状況ですが、一定の解消が図られたものの継続して相談や経過観察というものは、中学校で2件となっております。アンケートで最も多いいじめが、小中学校ともに「悪口」であり、以下、「仲間外れや無視」「たたいたり、けられたり」という粗野な言動が主な内容で、小学校低学年ほど件数が多くなっている状況であります。また、いじめの問題が担任一人に任されるものではなく、実態把握と対応について教職員間の共通理解を図り、児童生徒の心に寄り添いながら学校全体で取り組むとともに、いじめの問題に関する校内研修を実施して児童生徒

の理解に努めることや、中学校に配置されているスクールカウンセラーを活用した教育相談の体制を整えているところであります。さらに、教育委員会においては、スクールソーシャルワーカーを2名配置し、学校とは別に、児童生徒や保護者を対象にした教育相談、あるいは関係機関と連携した取り組みを進めているところであります。なお、学校の説明責任が十分に果たされずに教育現場並びに教育委員会が批判されている状況が見られますが、本市においては、教育委員会が当事者意識と主体性を持ち、美唄の児童生徒を守り育てるという認識のもと、今後も学校、家庭、地域と連携し子どもが主役の教育行政を推進してまいりたいと考えております。

脊柱側弯症対策についてであります。脊柱の異常の有無に関しては、学校保健安全法に基づく健康診断の中に位置づけられておりまして、就学児健診や定期健診の際に学校医は目視により診断し、場合によっては触診により検査を実施しています。

モアレ検査につきましては、現時点では導入は考えておりませんが、今後、学校医の考え方や他市の状況などを把握してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 2時27分 延会

